

北海道釧路十勝海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
浜中さけ定第1号	浜中漁業協同組合ほか9名	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第2号	浜中漁業協同組合ほか9名	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第3号	浜中漁業協同組合ほか9名	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月10日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第4号	浜中漁業協同組合ほか9名	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月10日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第5号	浜中漁業協同組合ほか9名	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第6号	浜中漁業協同組合ほか9名	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第7号	散布漁業協同組合ほか2名	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

鯛路さけ定第4号	鯛路市漁業協同組合 ほか6名	鯛路市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)7月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (4)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
白糠さけ定第1号	有限会社イチヤマニ雲 津漁業部	白糠郡白糠町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、岸長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4)4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
白糠さけ定第2号	大村千恵子ほか2名	白糠郡白糠町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、岸長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4)4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
白糠さけ定第3号	新保太平ほか3名	白糠郡白糠町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、岸長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4)4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
白糠さけ定第4号	森清孝ほか1名	白糠郡白糠町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、岸長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4)7月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
白糠さけ定第5号	石田豊ほか2名	白糠郡白糠町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、岸長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4)4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
音さけ定第1号	田森滋ほか4名	鯛路市音別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、岸長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4)4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
音さけ定第2号	山清幸ほか11名	鯛路市音別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、岸長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4)4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

広尾さけ定第7号	広尾漁業協同組合ほか123名	広尾郡広尾町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、岸長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
----------	----------------	----------	-----------	--	------	--------	-----------------	-------------------------	----	---	--

定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

浜中さけ定第1号

漁場の位置

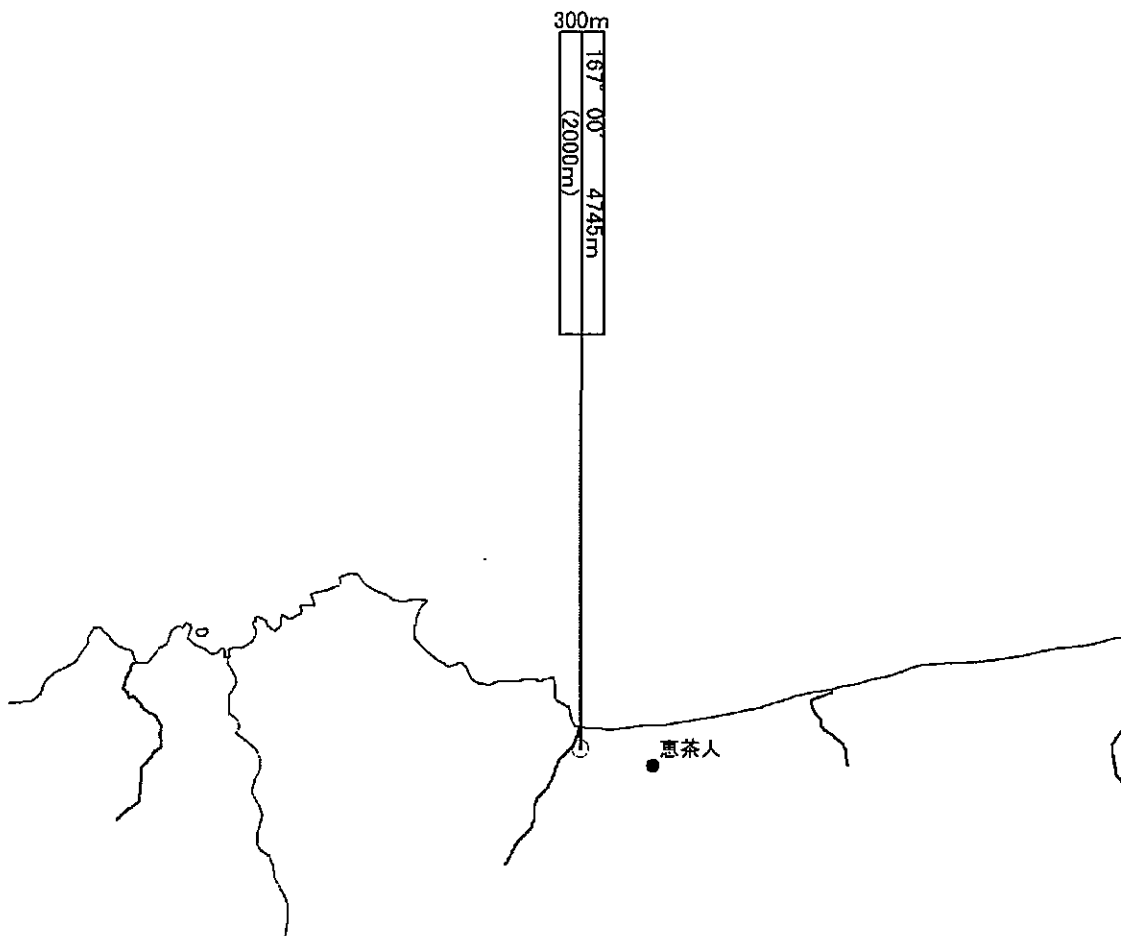
厚岸郡浜中町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -91207.9101

Y = 85037.72



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

浜中さけ定第2号

漁場の位置

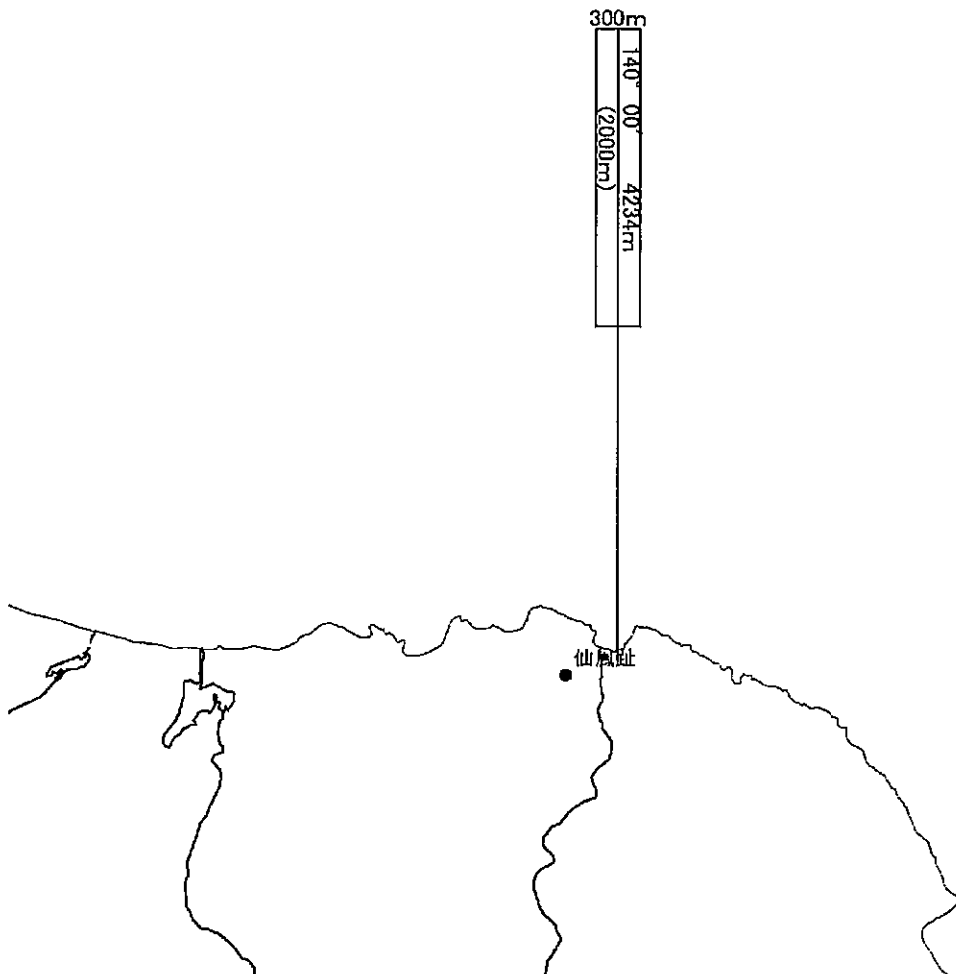
厚岸郡浜中町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -94924.305

Y = 78711.333



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

浜中さけ定第3号

漁場の位置

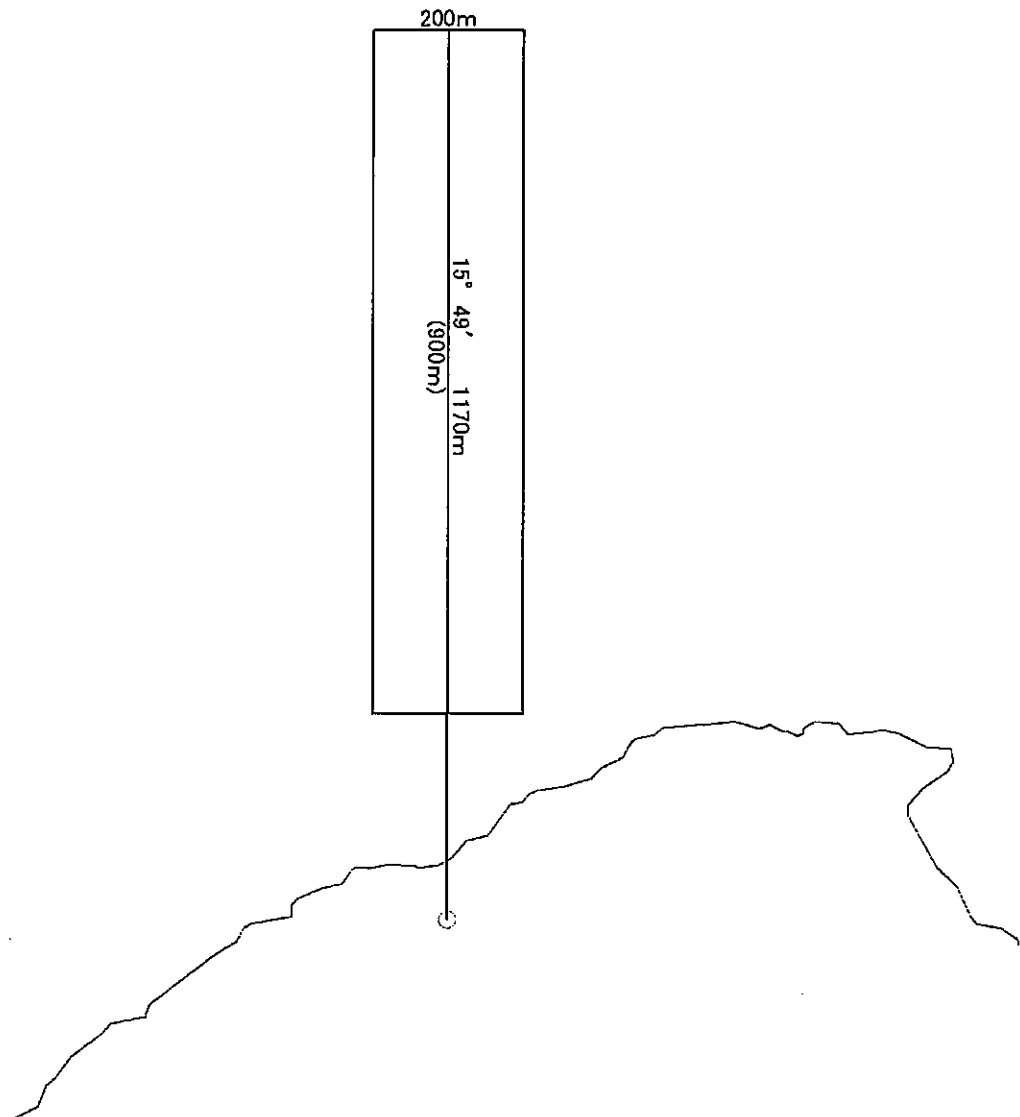
厚岸郡浜中町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -101448.390

Y = 73708.290



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

浜中さけ定第4号

漁場の位置

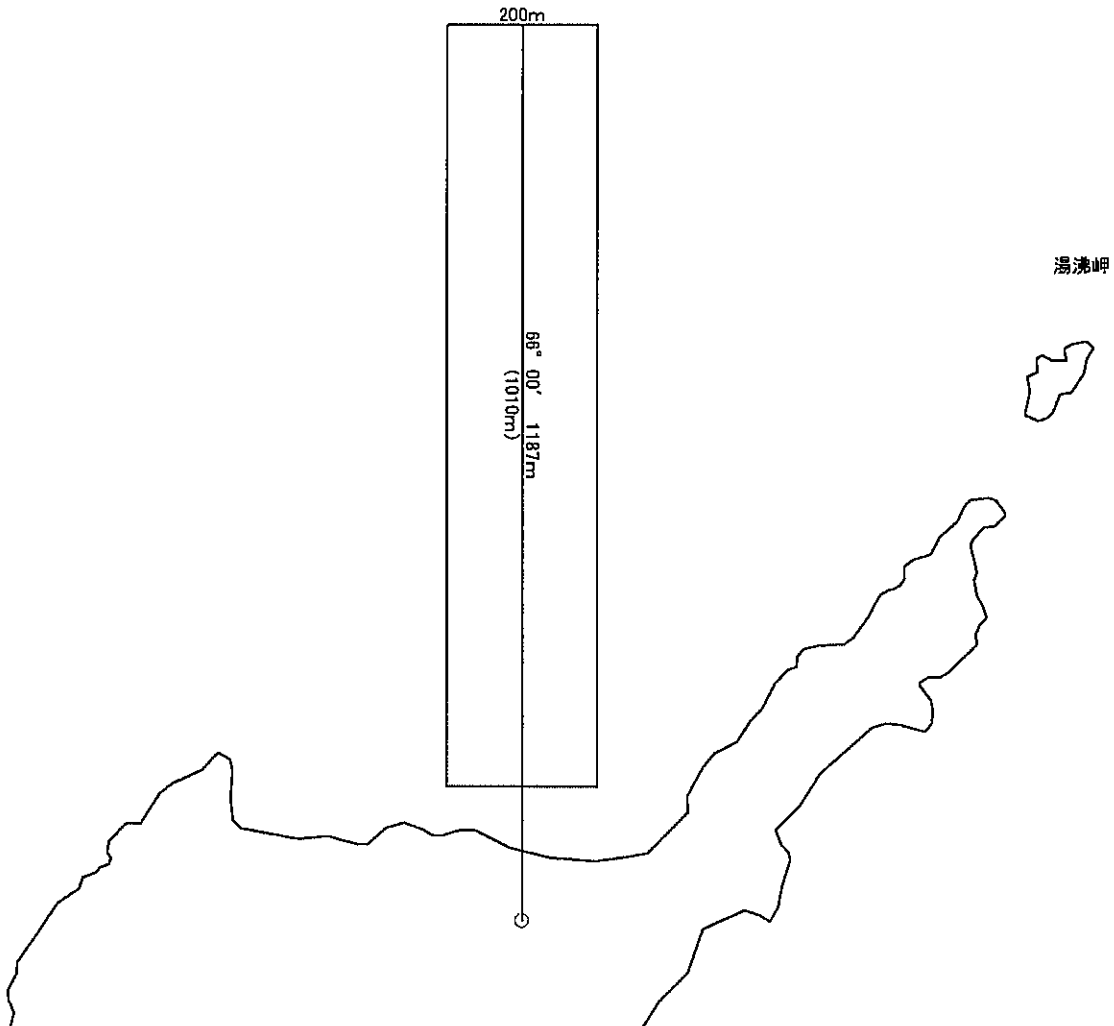
厚岸郡浜中町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -101873.9847

Y = 74377.8362



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

浜中さけ定第5号

漁場の位置

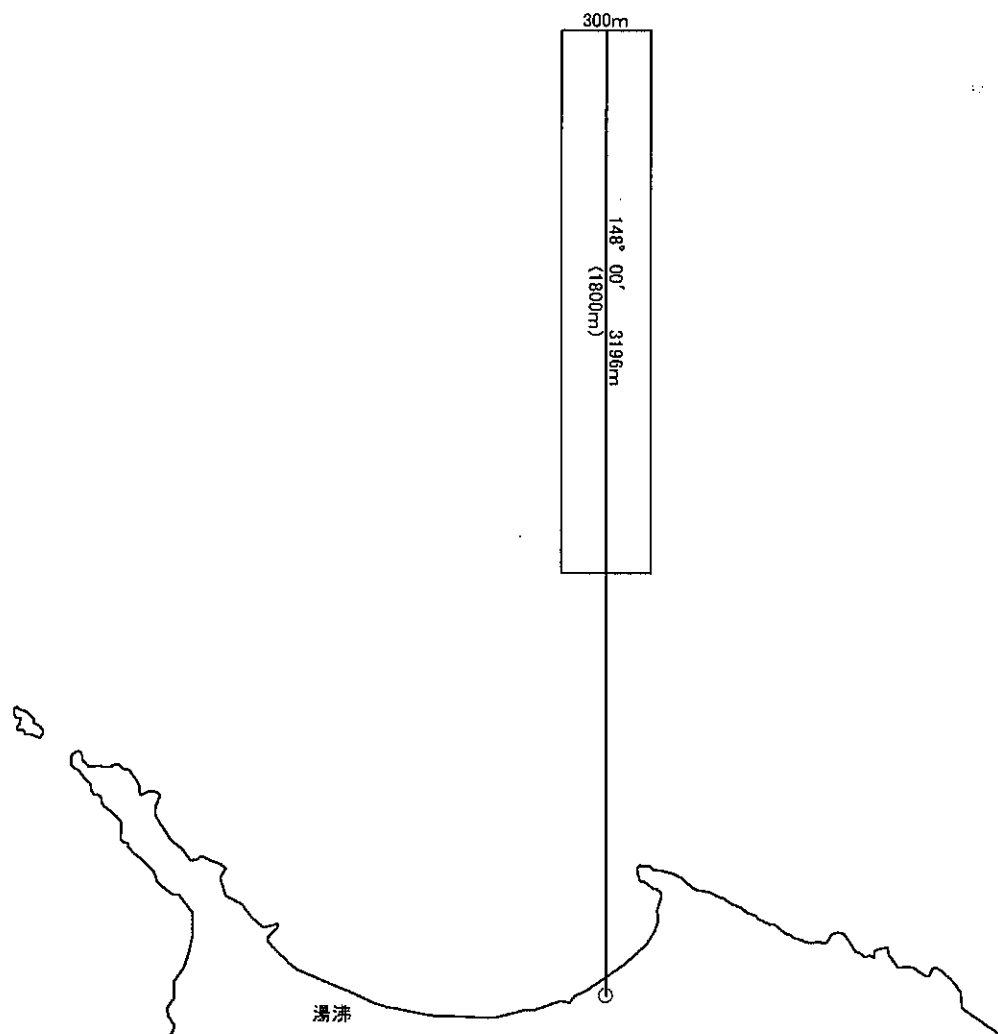
厚岸郡浜中町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -102491.8401

Y = 73215.5441



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

浜中さけ定第6号

漁場の位置

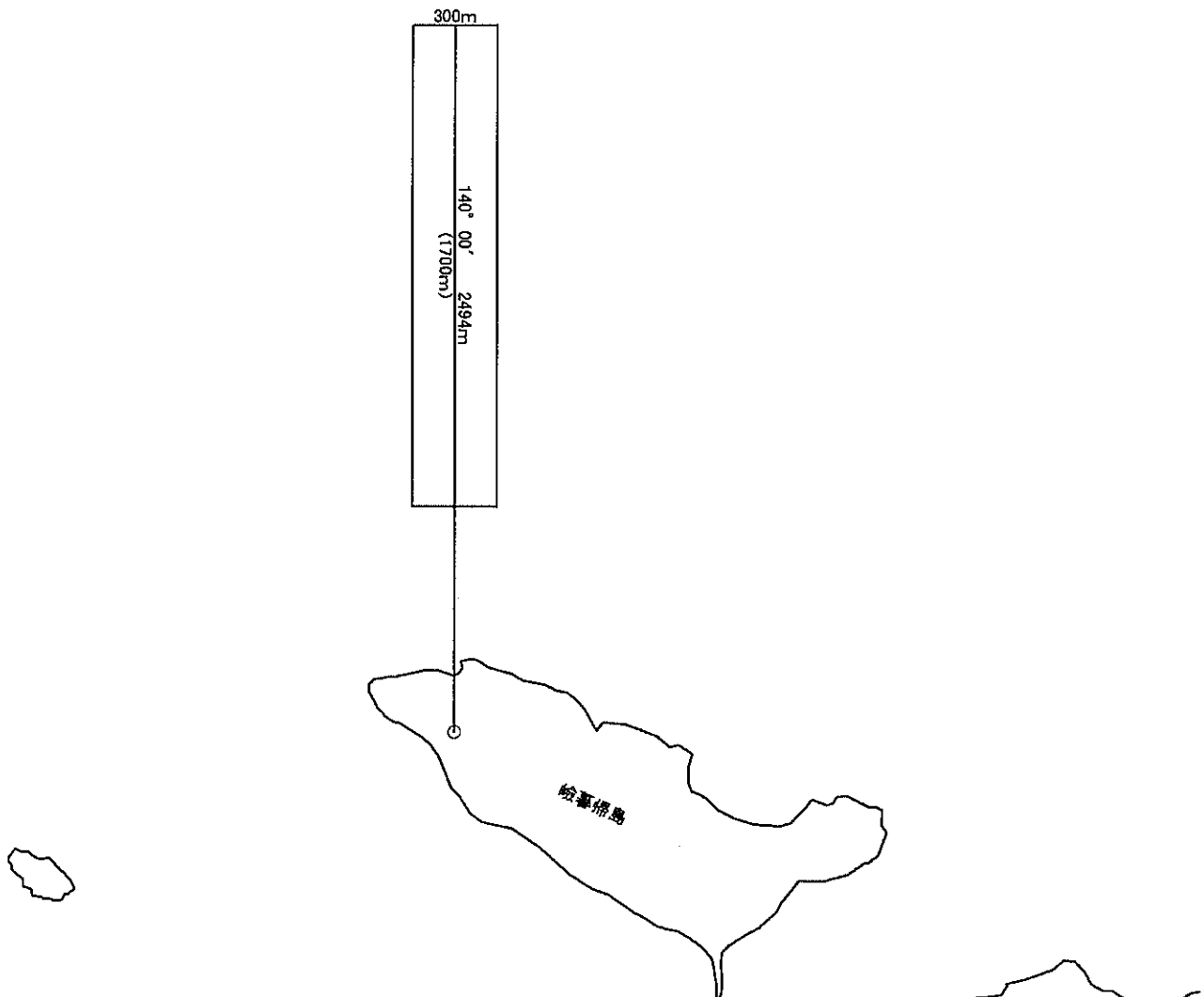
厚岸郡浜中町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -104990.997

Y = 70286.6786



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

浜中さけ定第7号

漁場の位置

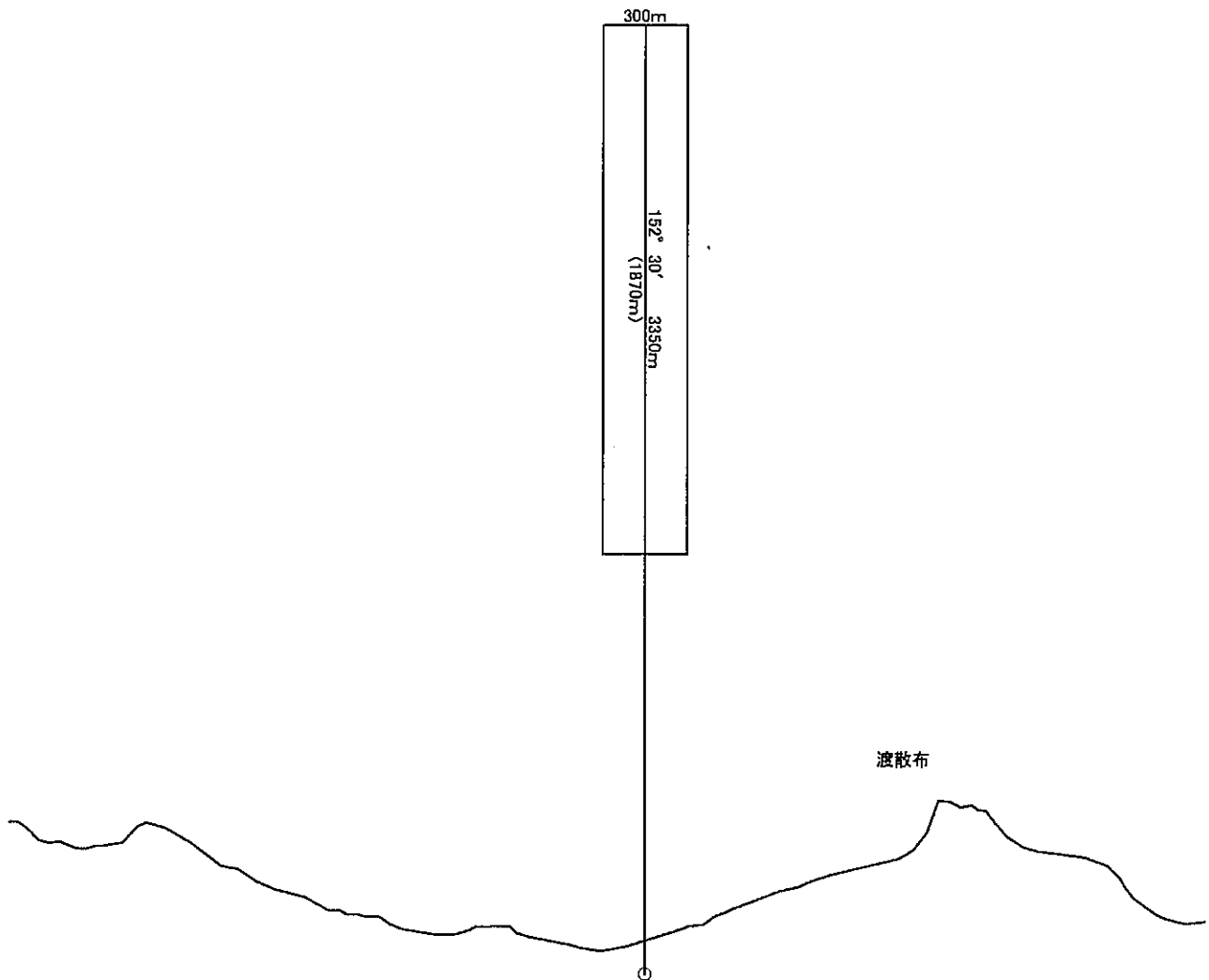
厚岸郡浜中町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -106340.5025

Y = 65862.4707



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

浜中さけ定第8号

漁場の位置

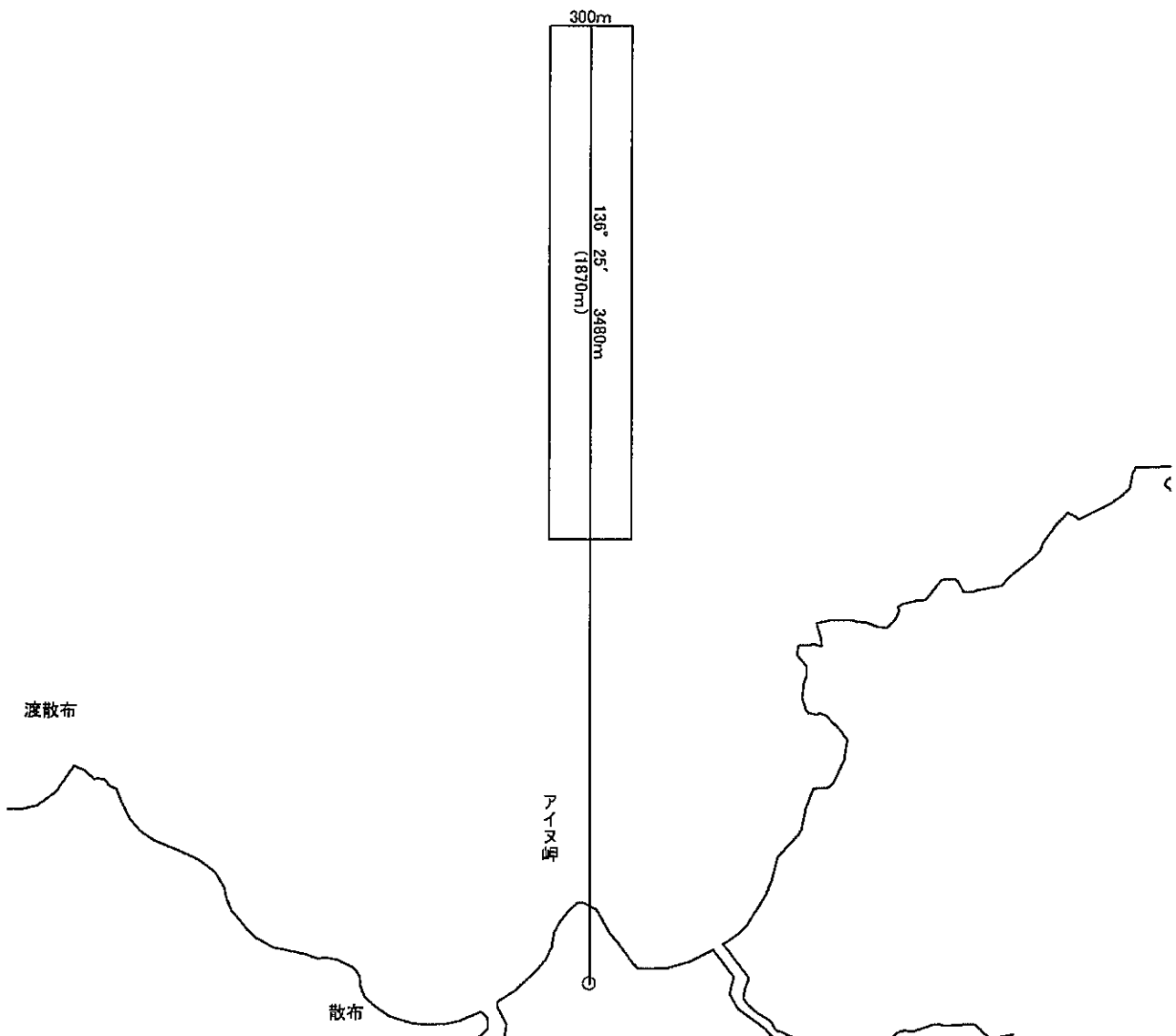
厚岸郡浜中町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -108090.0227

Y = 63321.2957



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

浜中さけ定第9号

漁場の位置

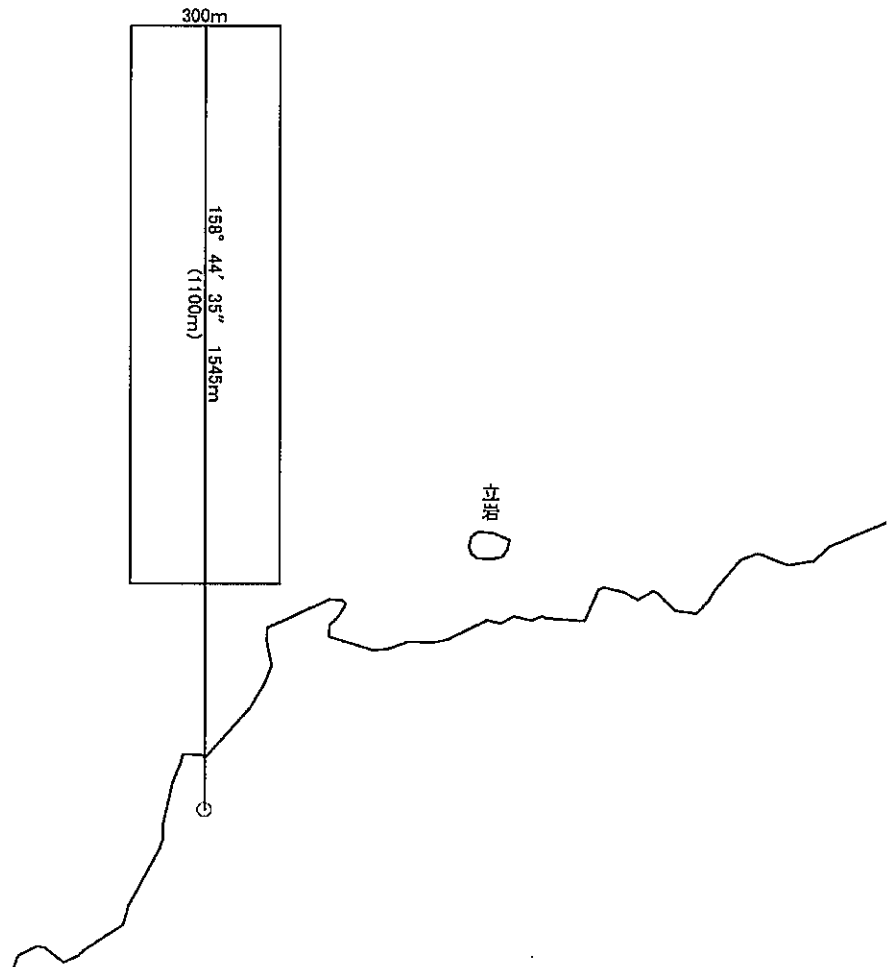
厚岸郡浜中町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -110444.2474

Y = 63155.7046



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

浜中さけ定第10号

漁場の位置

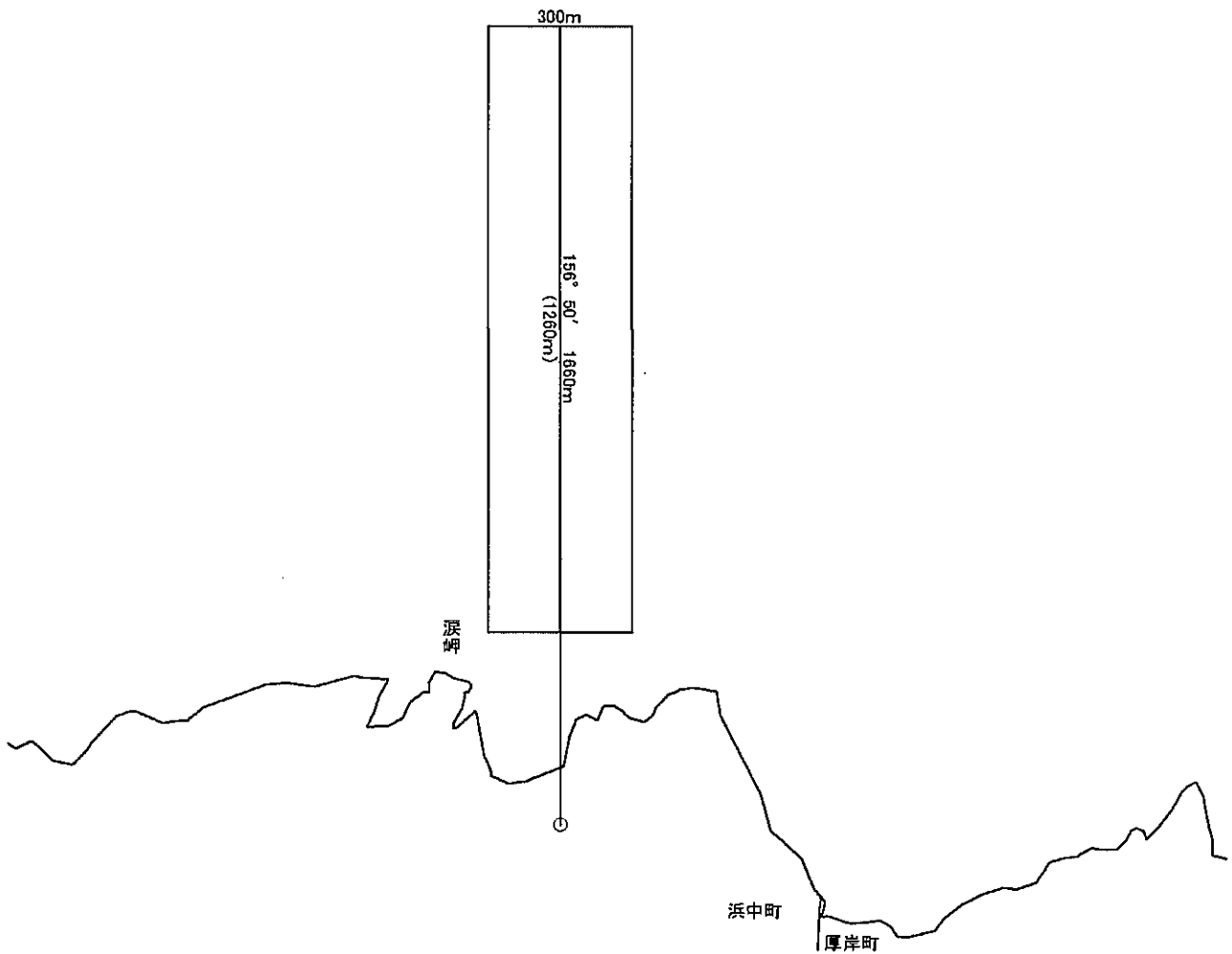
厚岸郡浜中町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -111459.8025

Y = 61401.0867



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

昆さけ定第1号

漁場の位置

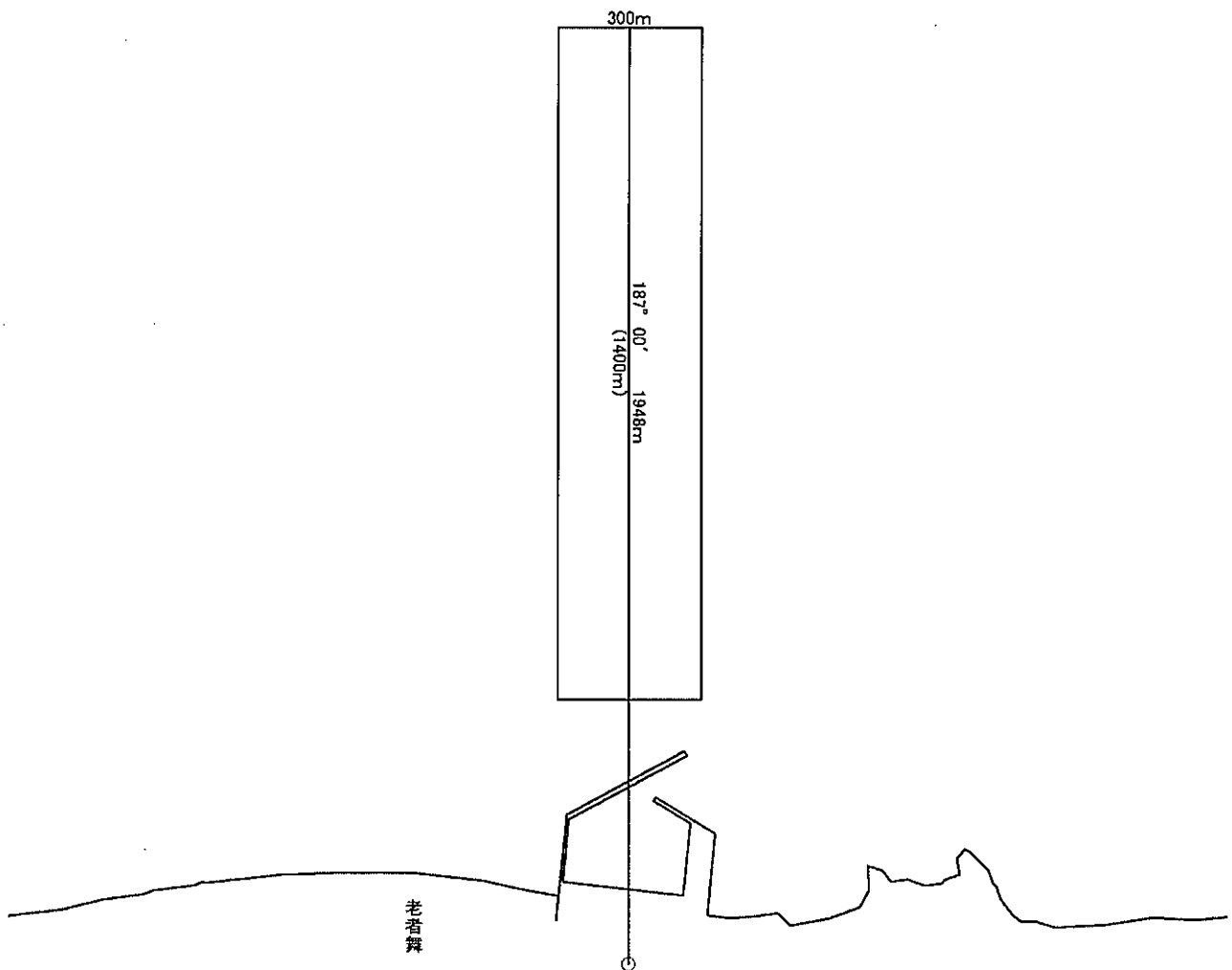
釧路郡釧路町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -118022.513

Y = 38215.9984



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

昆さけ定第2号

漁場の位置

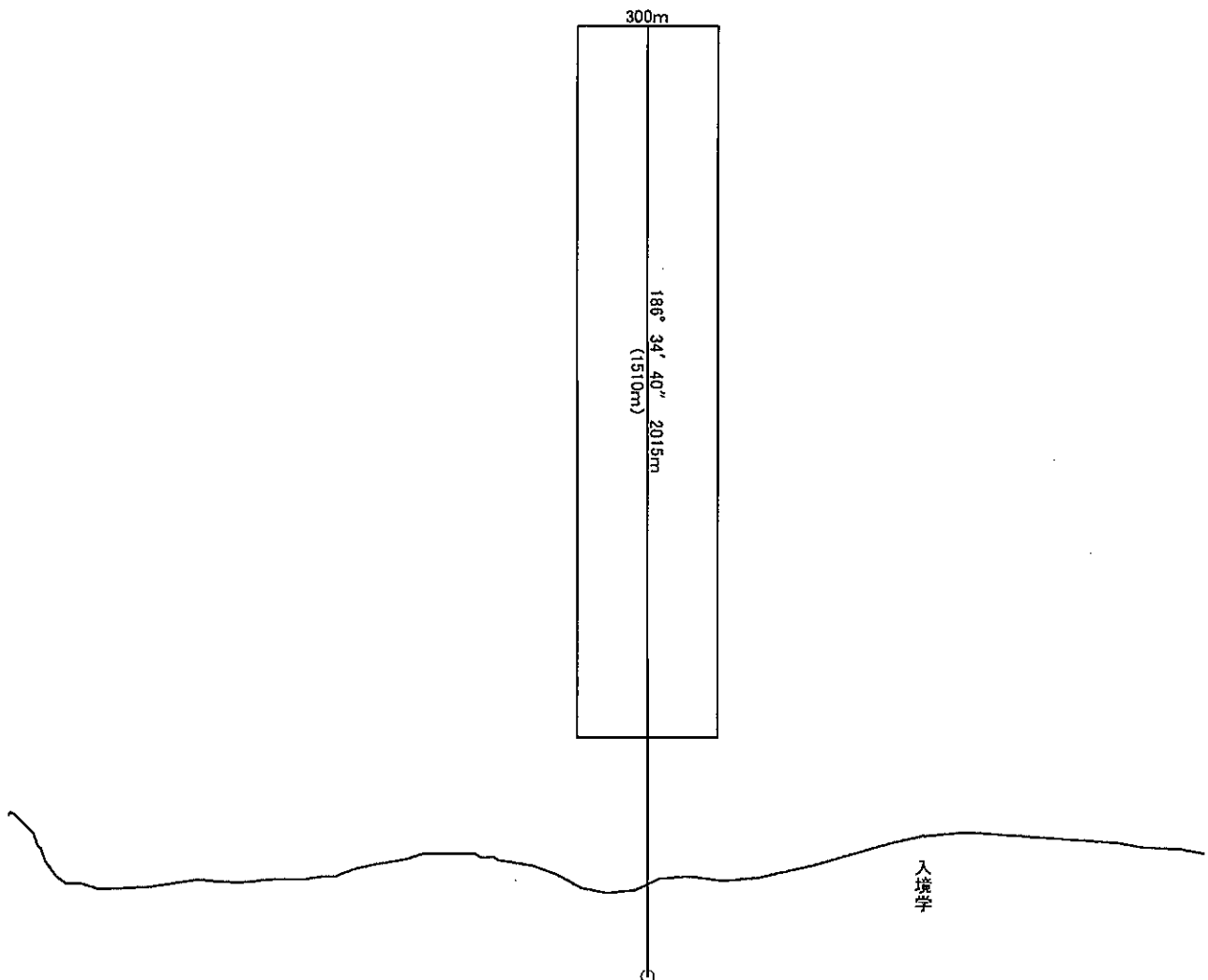
釧路郡釧路町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -117674.5574

Y = 36183.0543



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

昆さけ定第3号

漁場の位置

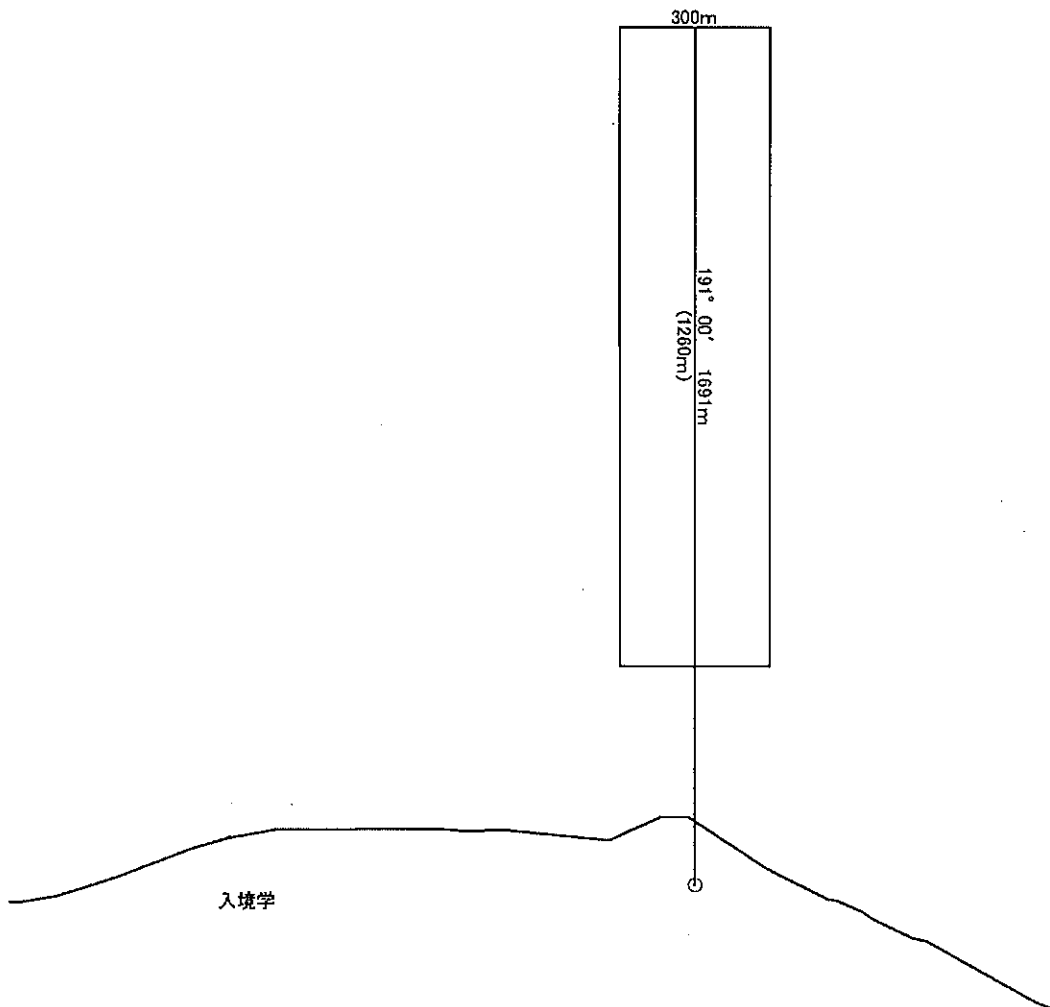
釧路郡釧路町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -117632.9834

Y = 34670.6296



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

昆さけ定第4号

漁場の位置

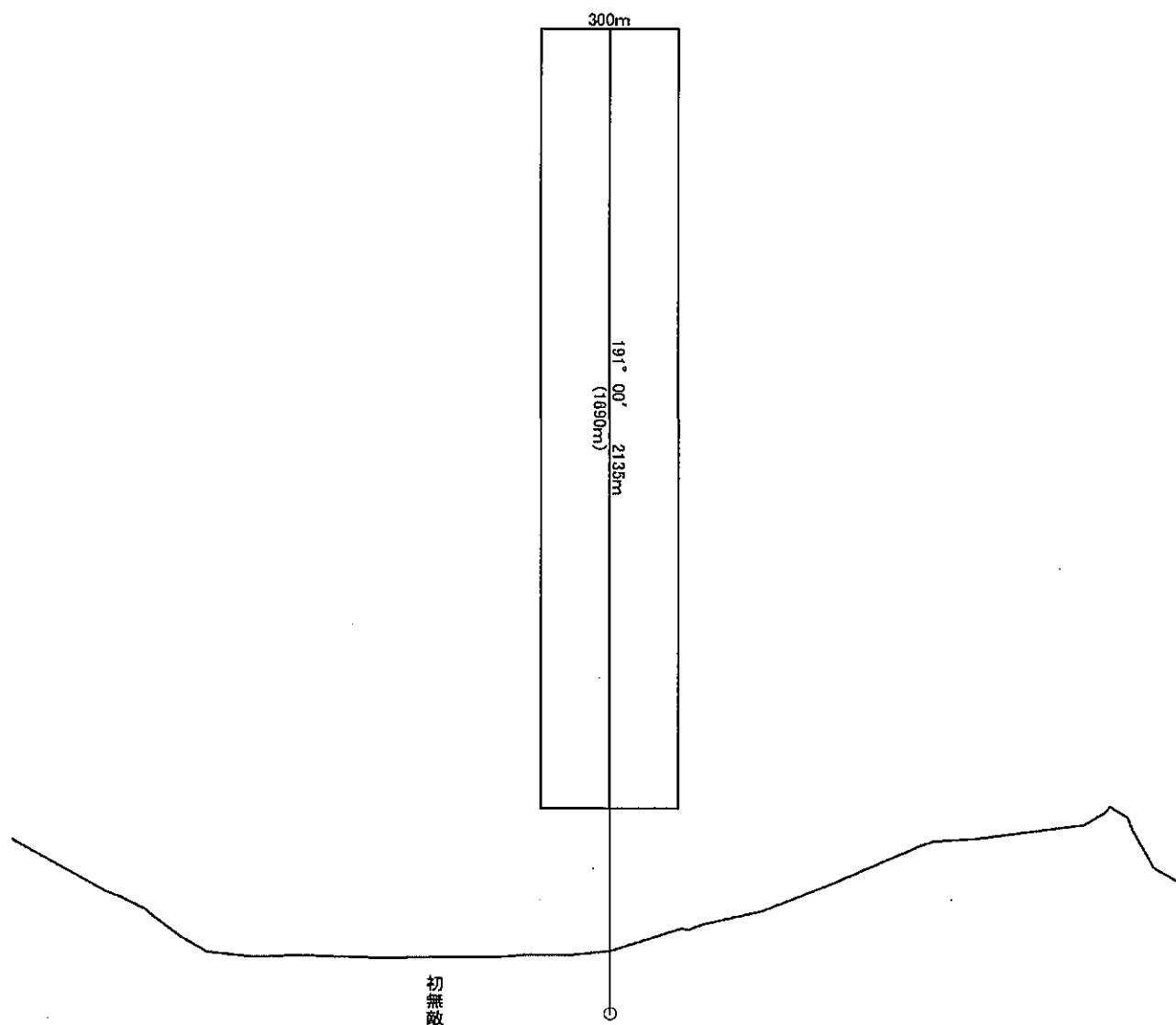
釧路郡釧路町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -116806.5285

Y = 33021.076



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

昆さけ定第5号

漁場の位置

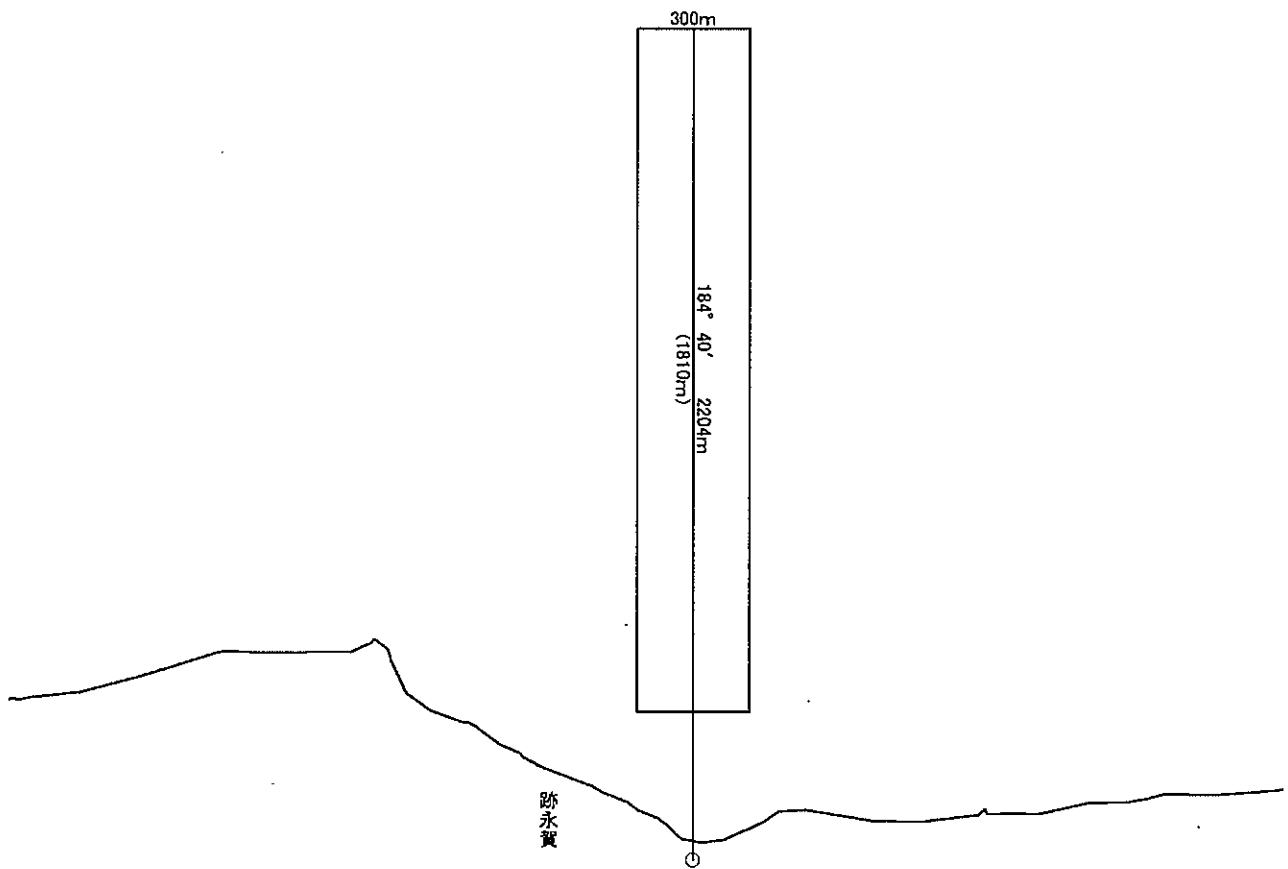
釧路郡釧路町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -116386.9042

Y = 31064.502



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

昆さけ定第6号

漁場の位置

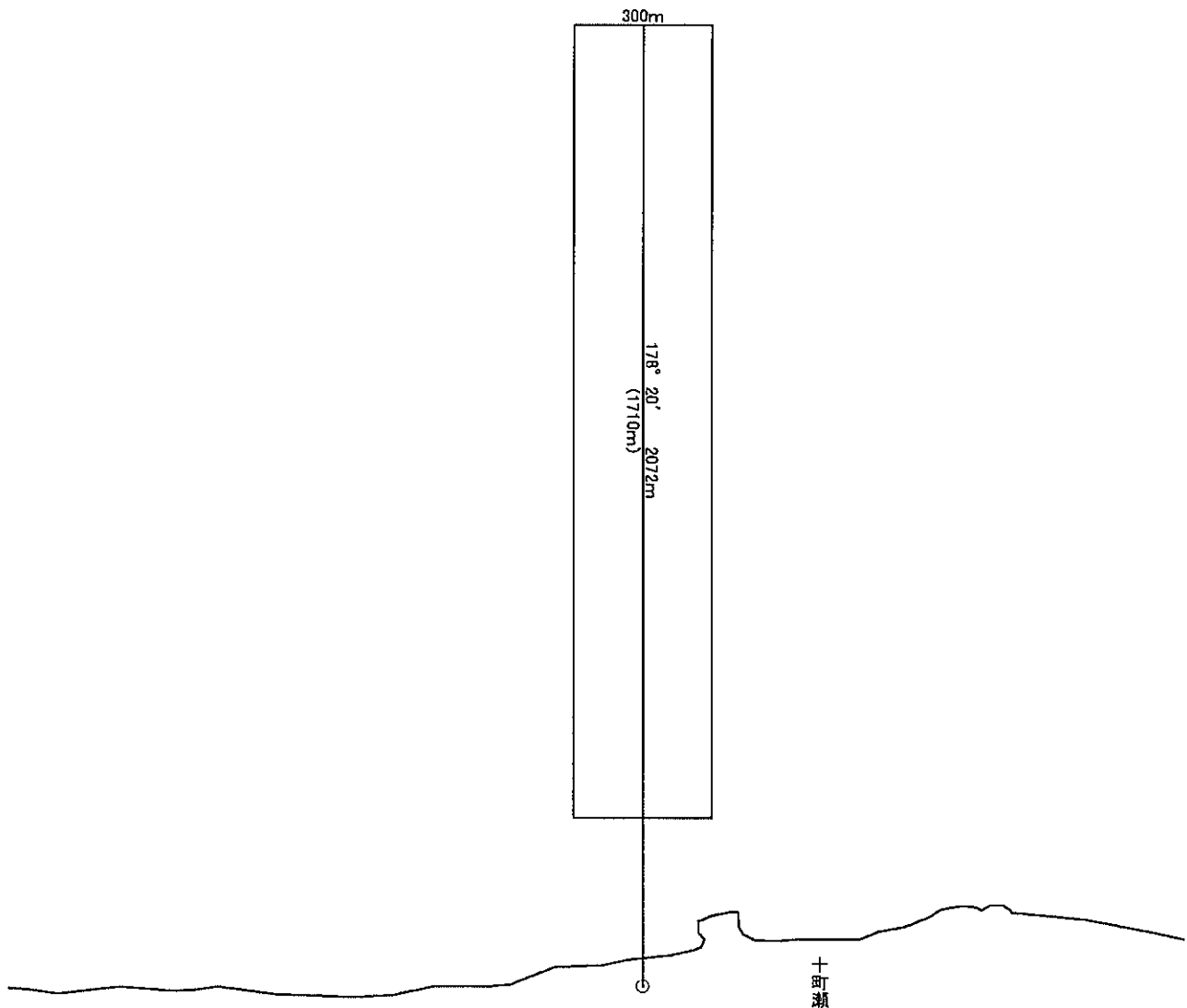
釧路郡釧路町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -116490.5191

Y = 28875.5601



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

昆さけ定第7号

漁場の位置

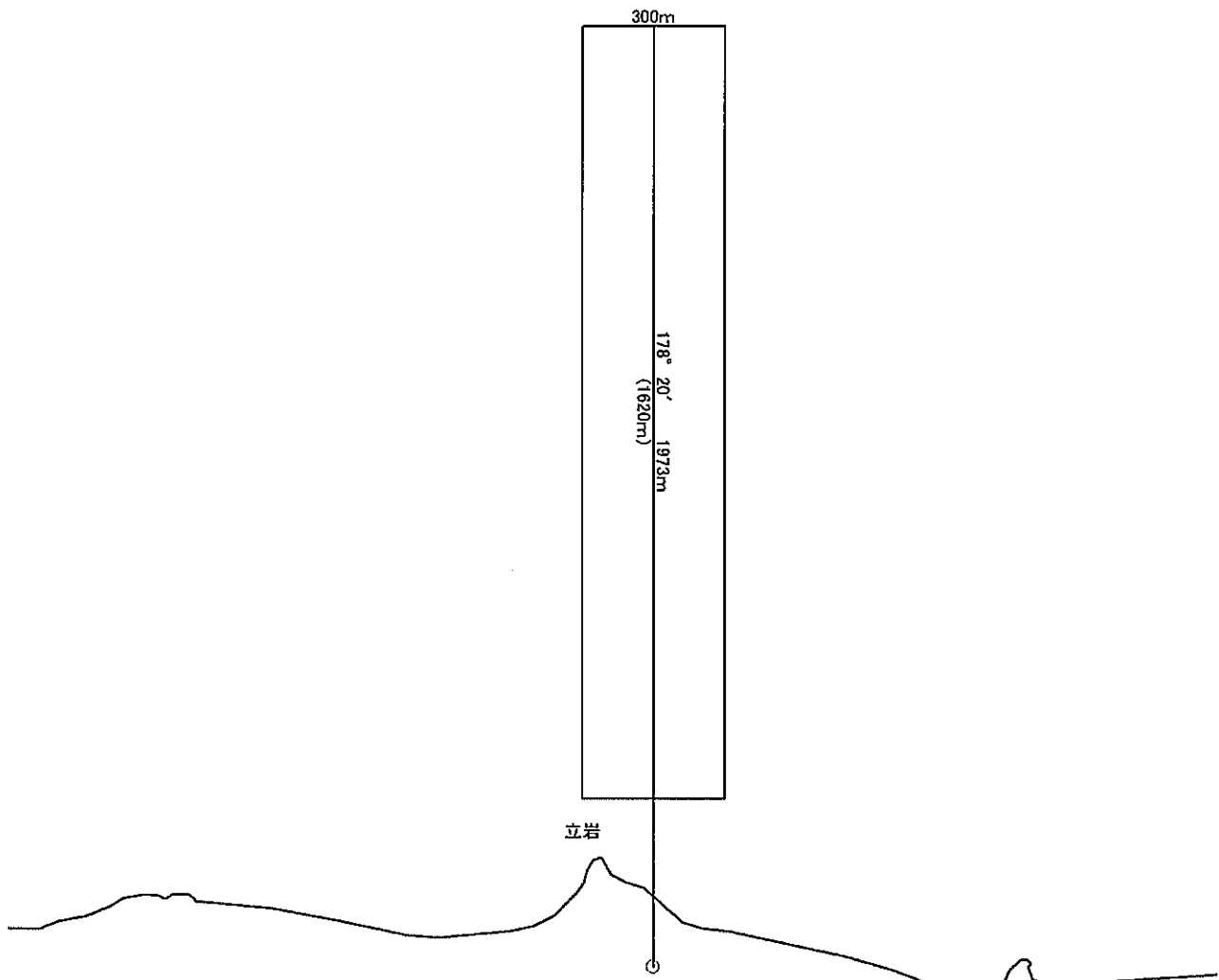
釧路郡釧路町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -116564.4457

Y = 27114.9495



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

昆さけ定第8号

漁場の位置

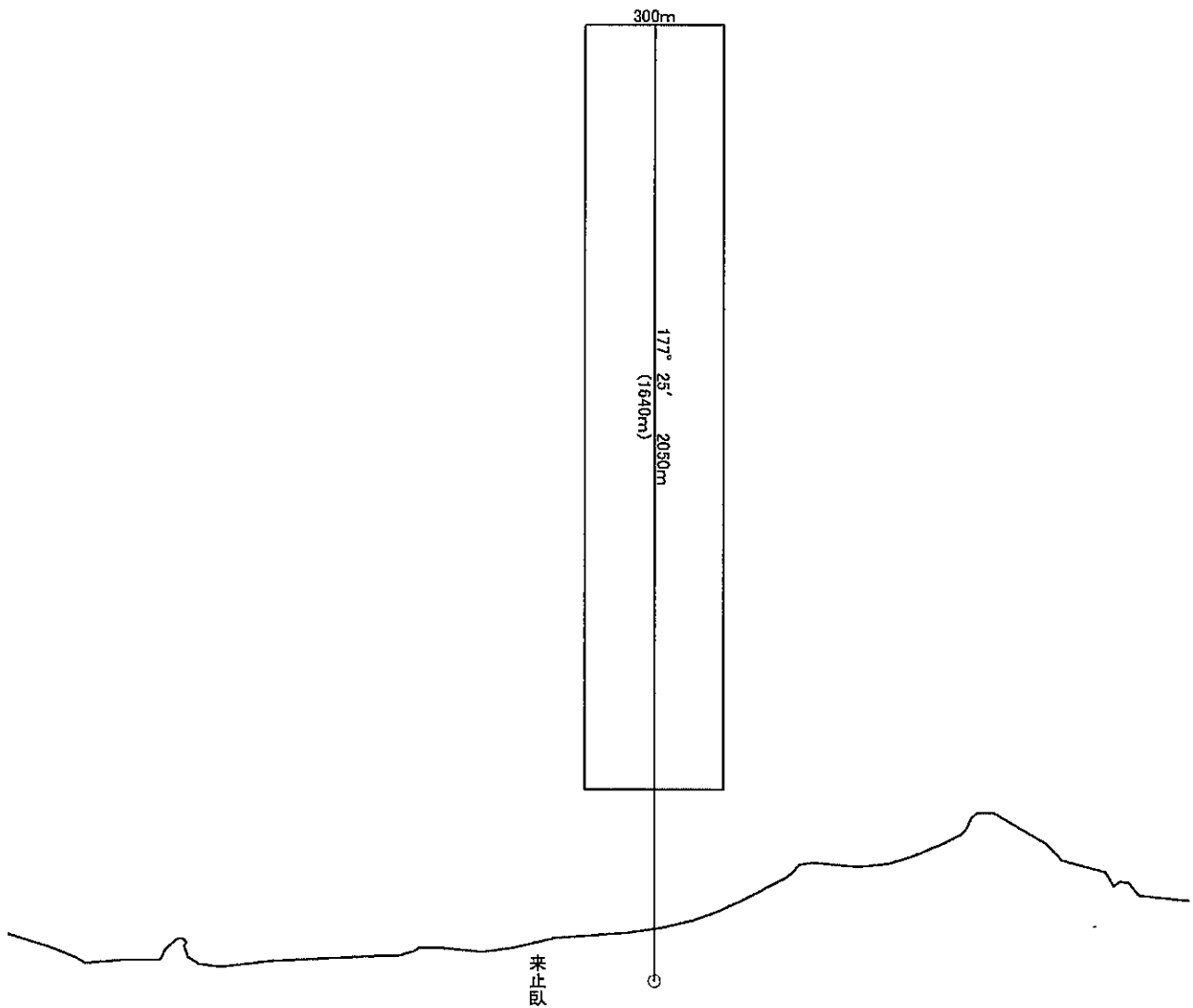
釧路郡釧路町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -116560.282

Y = 25309.989



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

昆さけ定第9号

漁場の位置

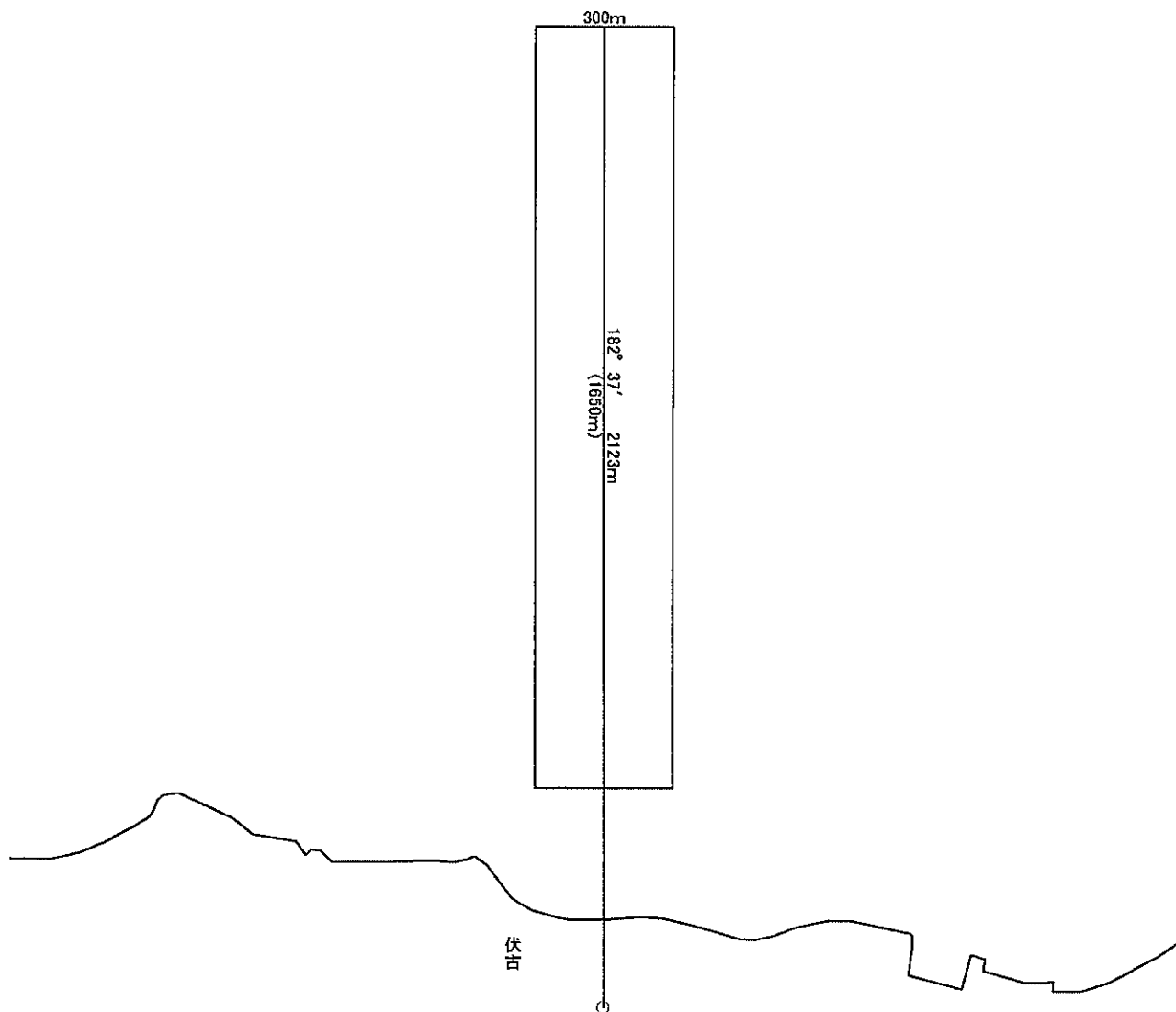
釧路郡釧路町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -116452.9551

Y = 23695.8269



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

昆さけ定第10号

漁場の位置

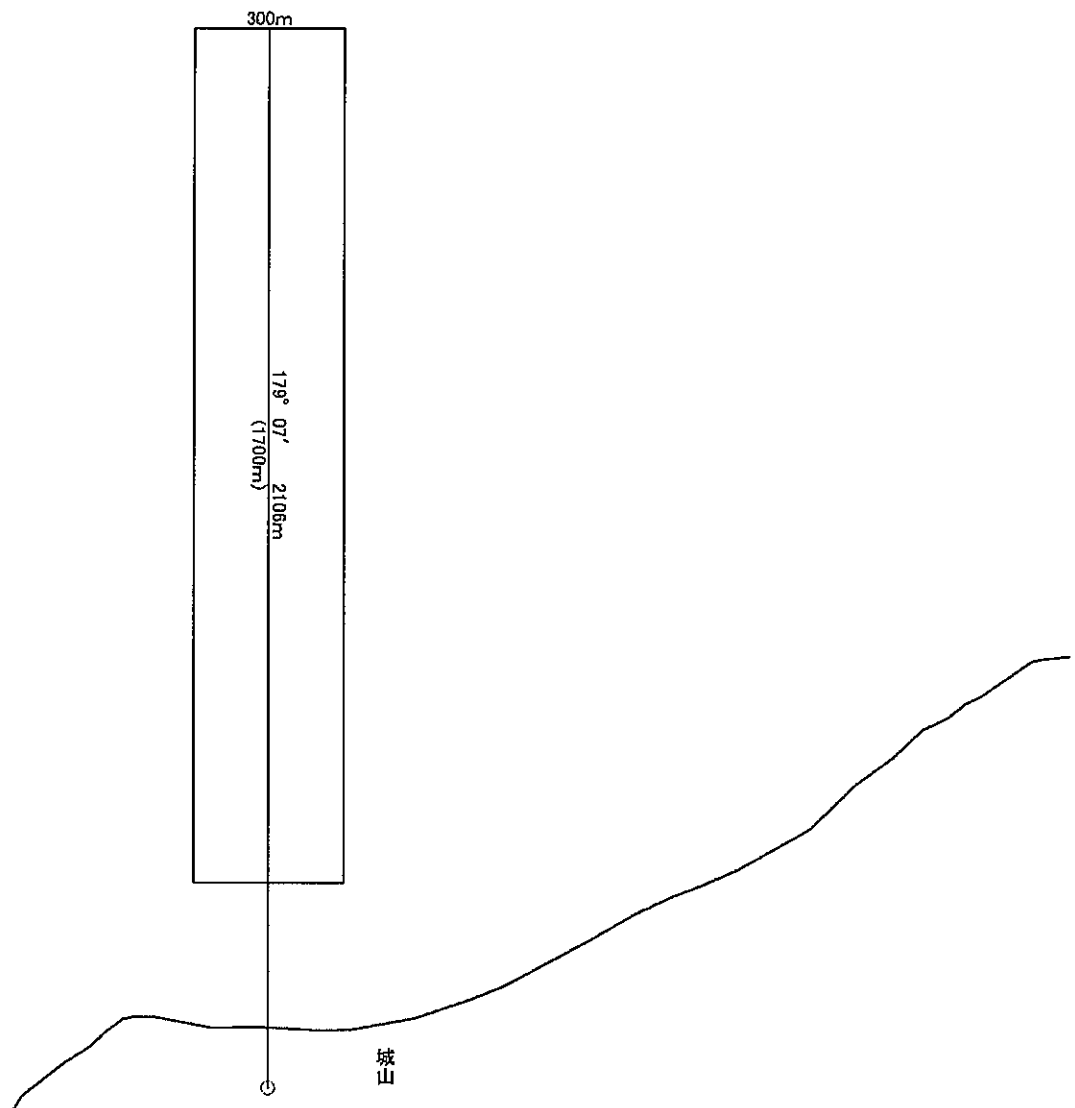
釧路郡釧路町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -116666.0651

Y = 21866.1547



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

釧路さけ定第1号

漁場の位置

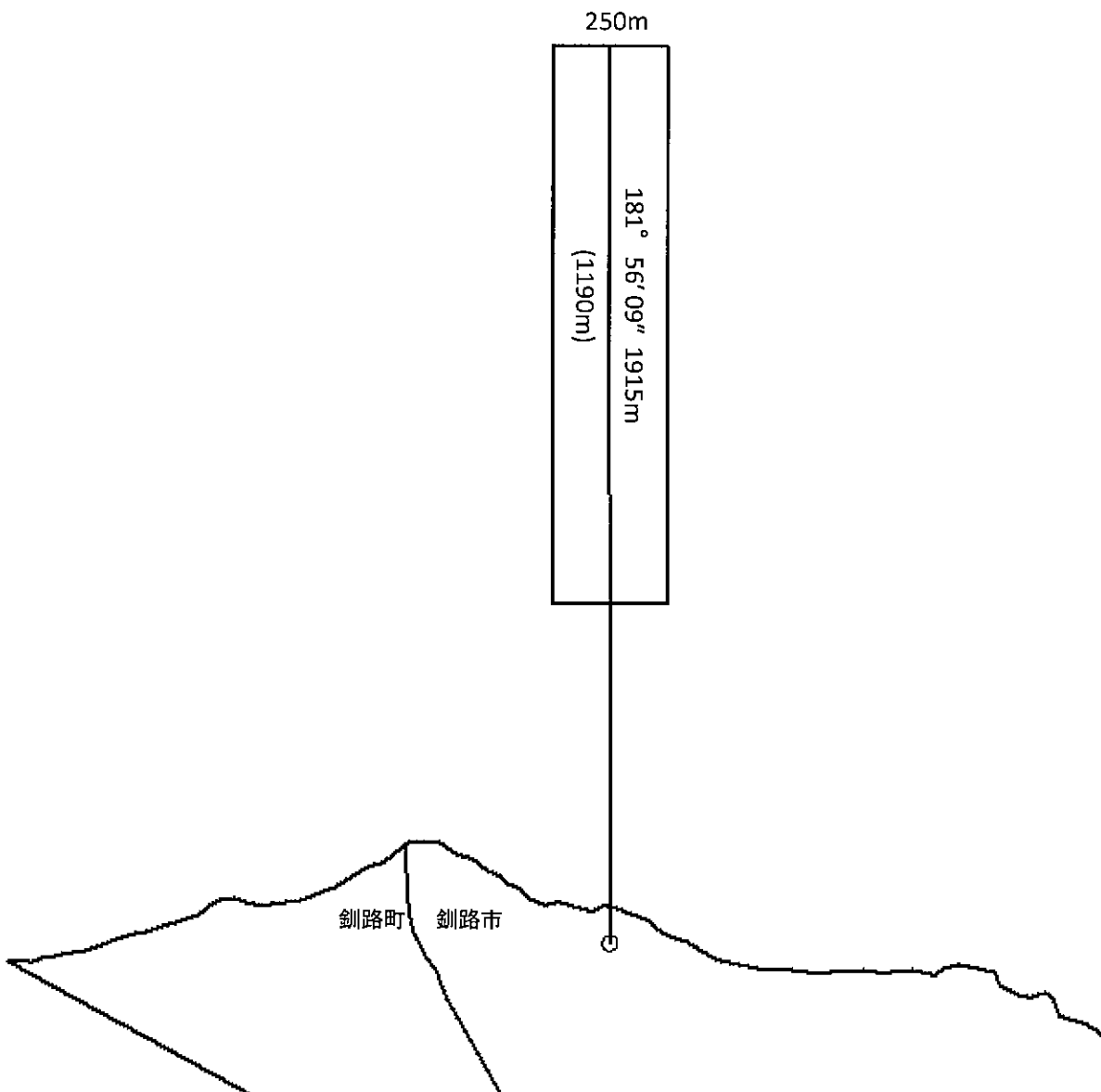
釧路市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -117554.760

Y = 18804.204



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

釧路さけ定第2号

漁場の位置

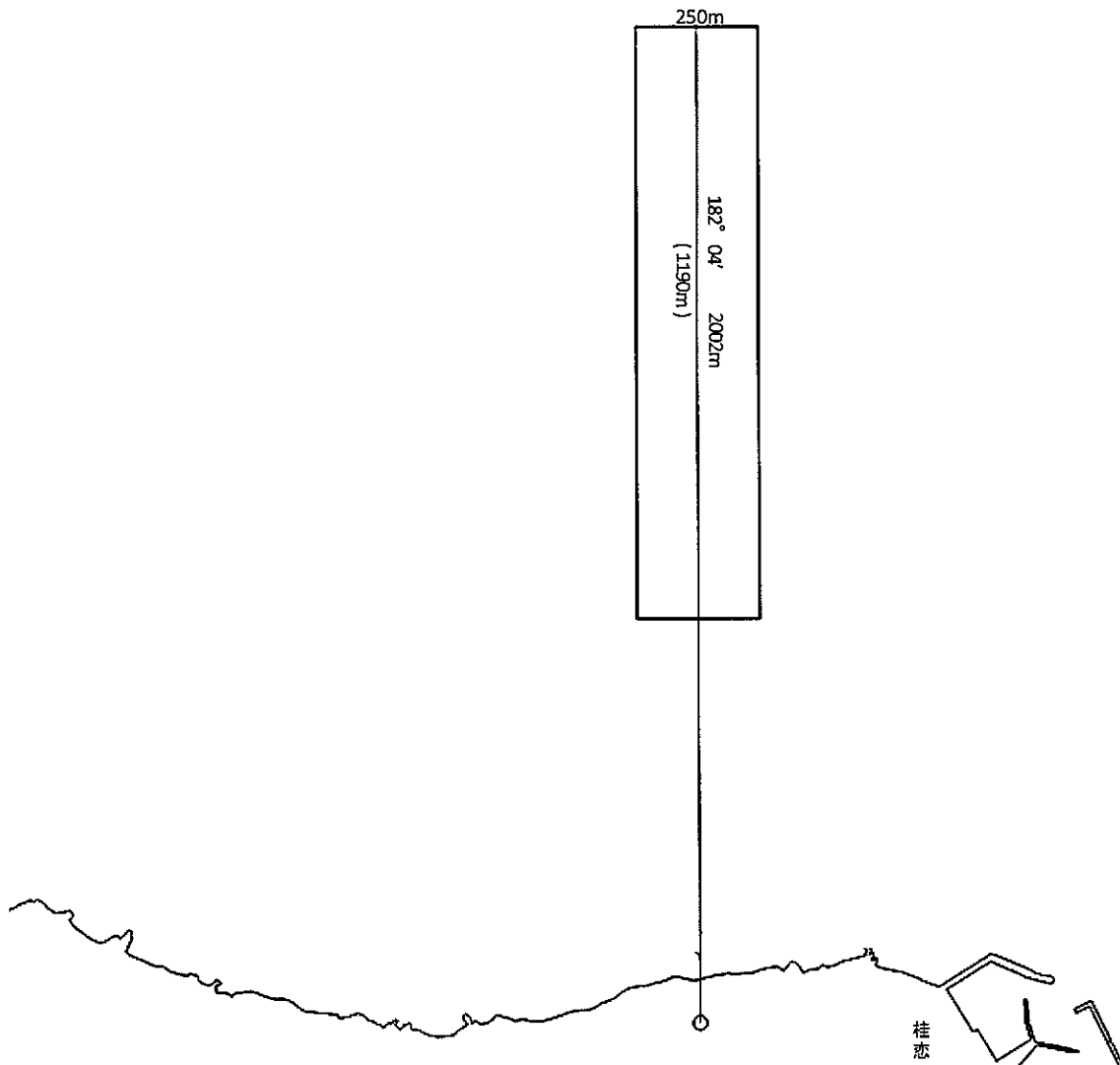
釧路市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -117196.3514

Y = 16694.1801



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

釧路さけ定第3号

漁場の位置

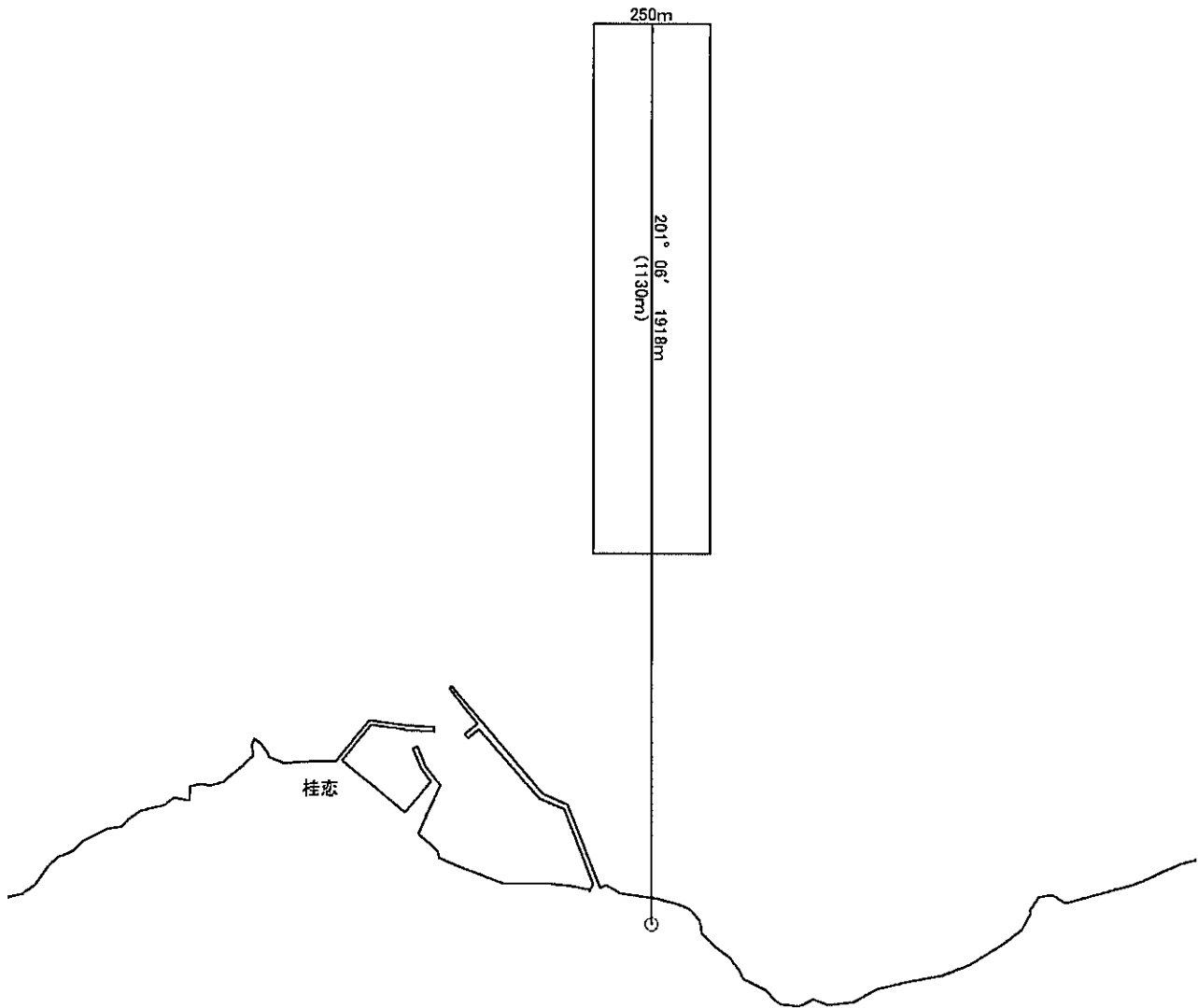
釧路市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -116683.5872

Y = 15686.5624



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

釧路さけ定第4号

漁場の位置

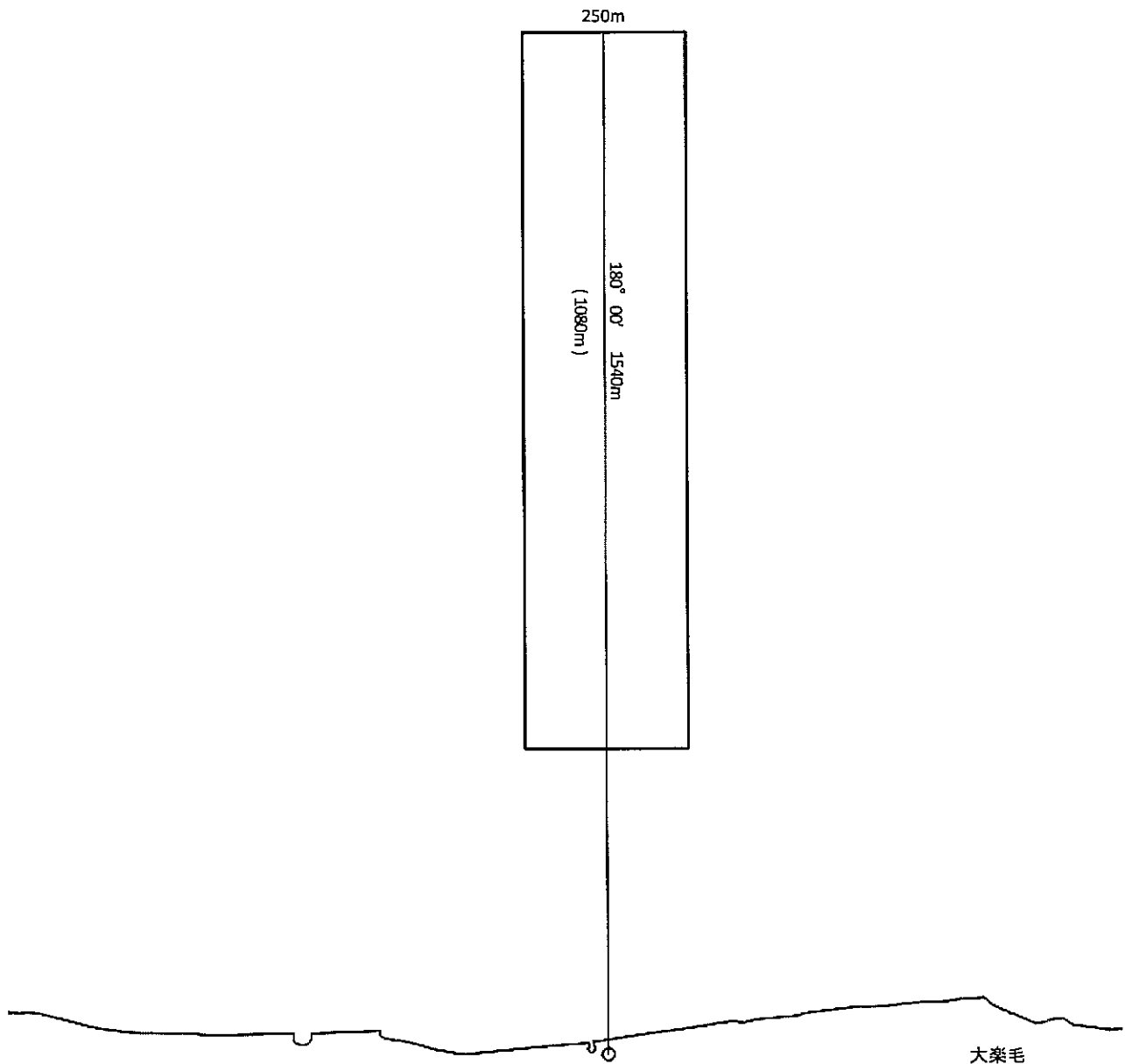
釧路市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -110631.068

Y = 2751.548



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

白糠さけ定第1号

漁場の位置

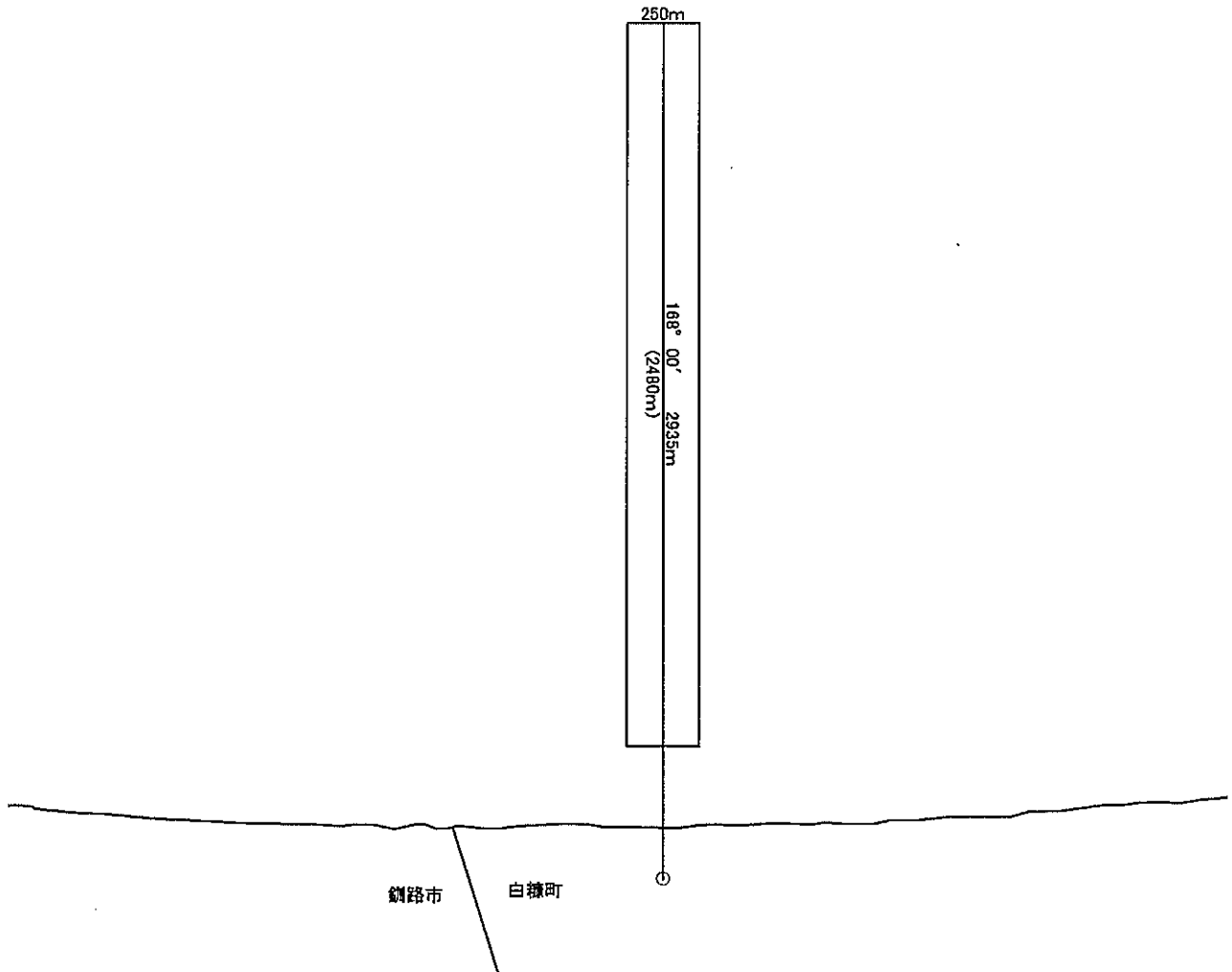
白糠郡白糠町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -111351.8249

Y = -2519.7336



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

白糠さけ定第2号

漁場の位置

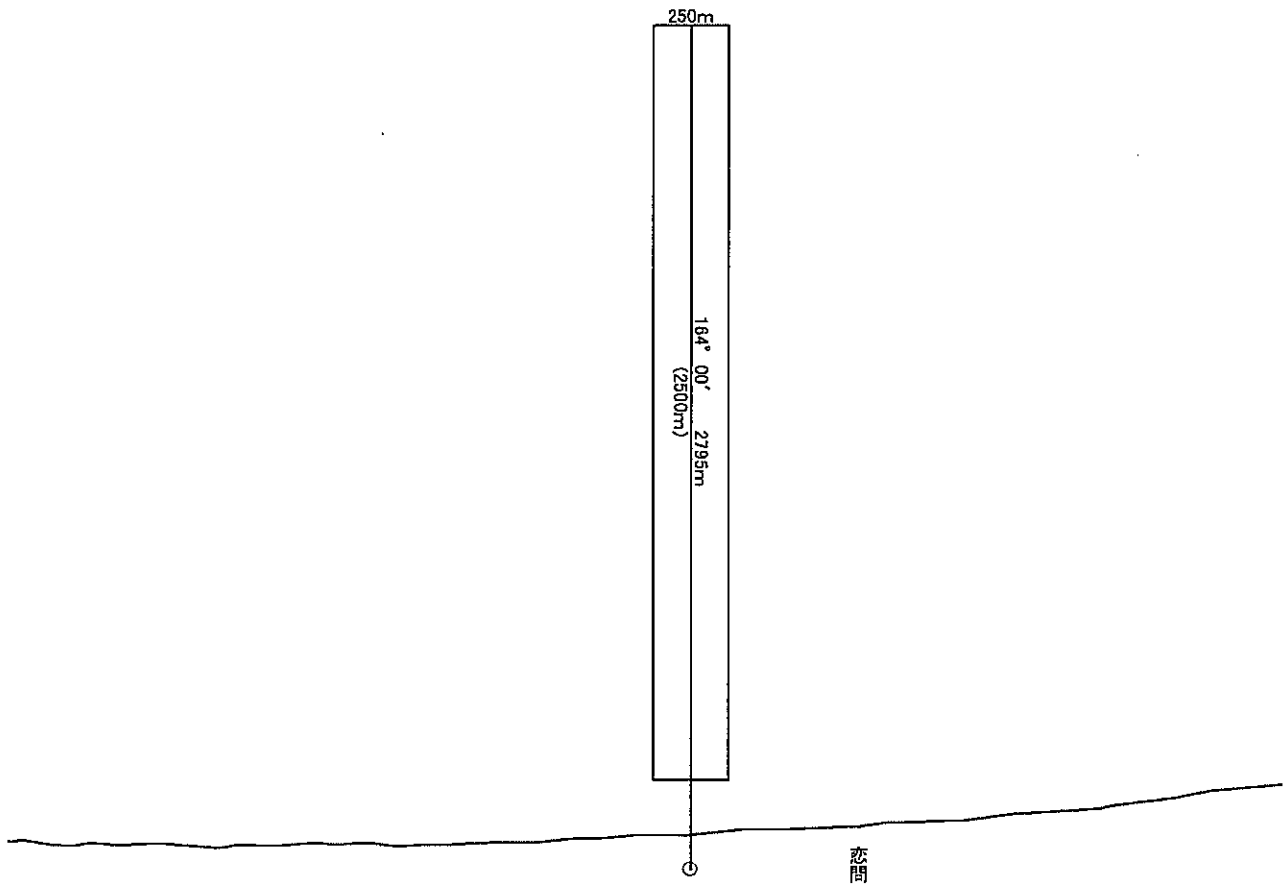
白糠郡白糠町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -112182.9508

Y = -5184.0756



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

白糠さけ定第3号

漁場の位置

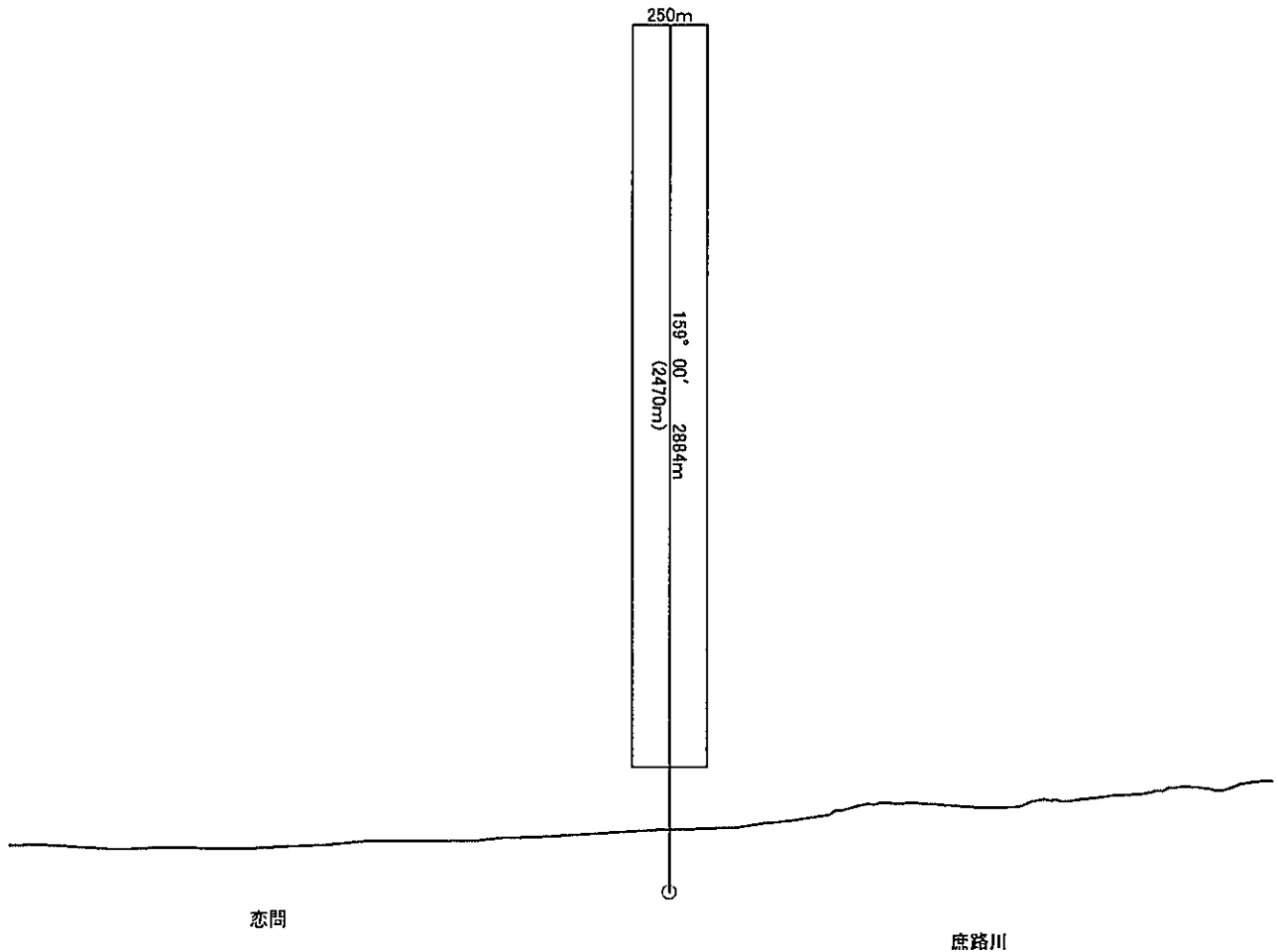
白糠郡白糠町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -113125.6278

Y = -7803.4763



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

白糠さけ定第4号

漁場の位置

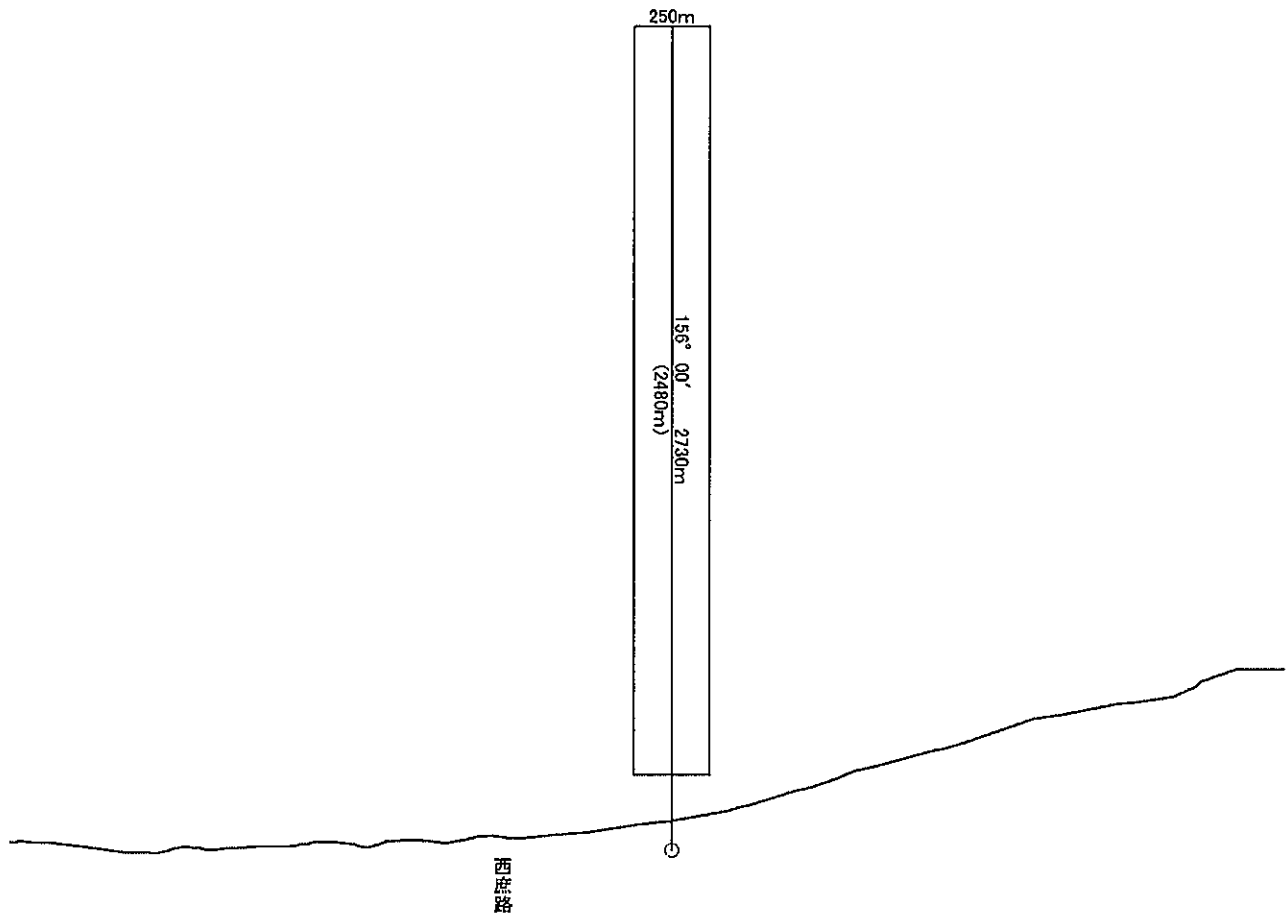
白糠郡白糠町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -114512.1836

Y = -10342.1087



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

白糠さけ定第5号

漁場の位置

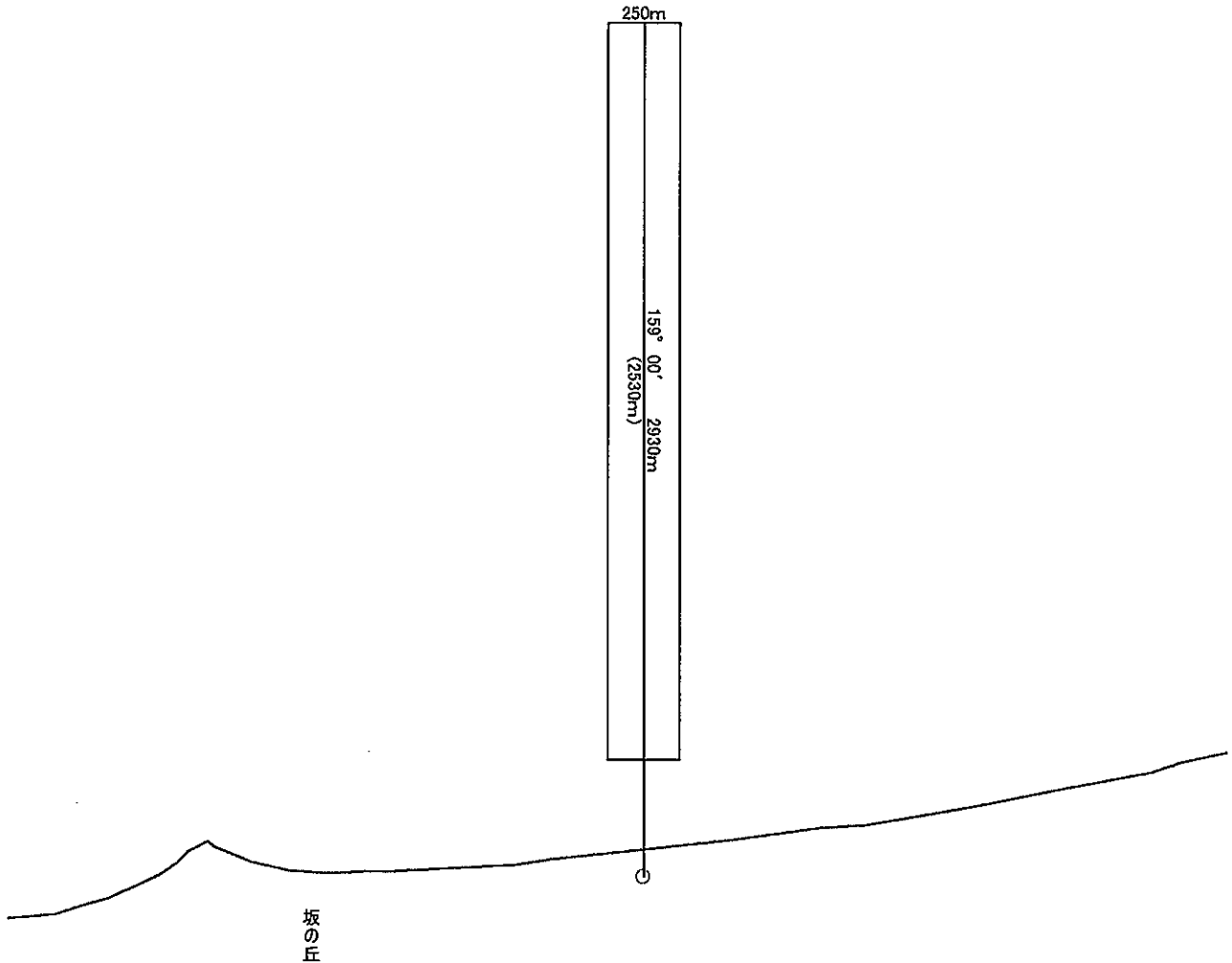
白糠郡白糠町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -117403.8918

Y = -16229.6191



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

音さけ定第1号

漁場の位置

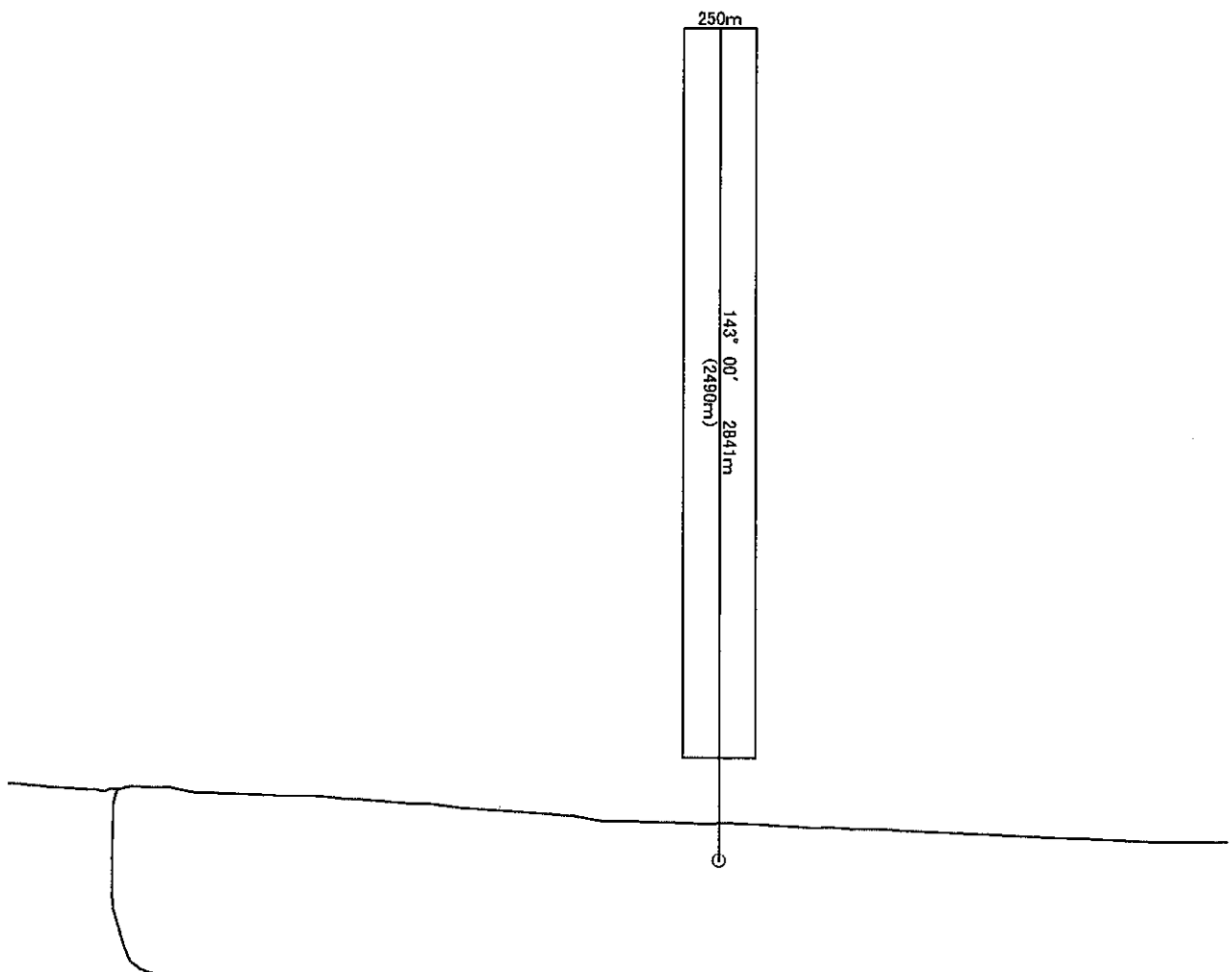
釧路市音別町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -120984.8204

Y = -21820.4186



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

音さけ定第2号

漁場の位置

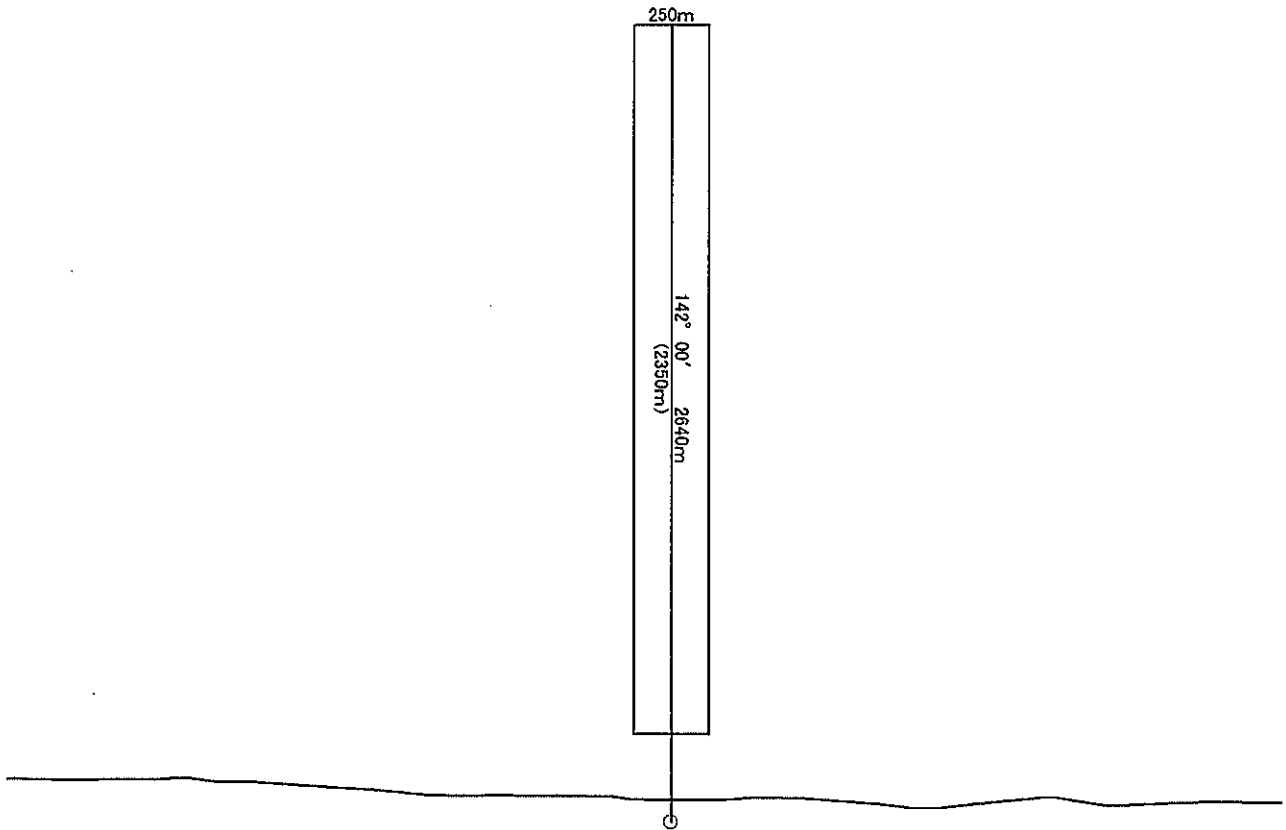
釧路市音別町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -123710.0438

Y = -25484.3119



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

音さけ定第3号

漁場の位置

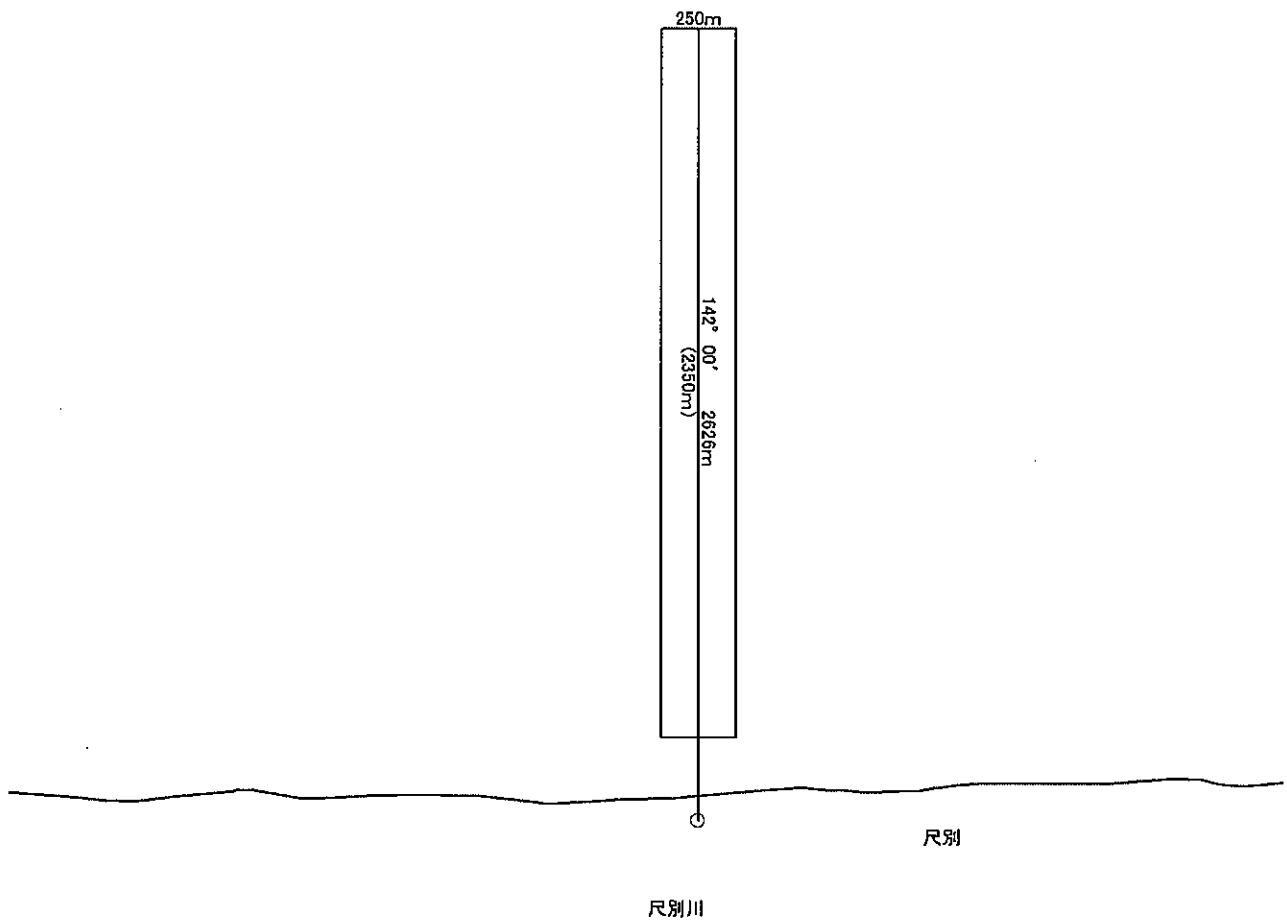
釧路市音別町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -125398.5648

Y = -27669.5918



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

音さけ定第4号

漁場の位置

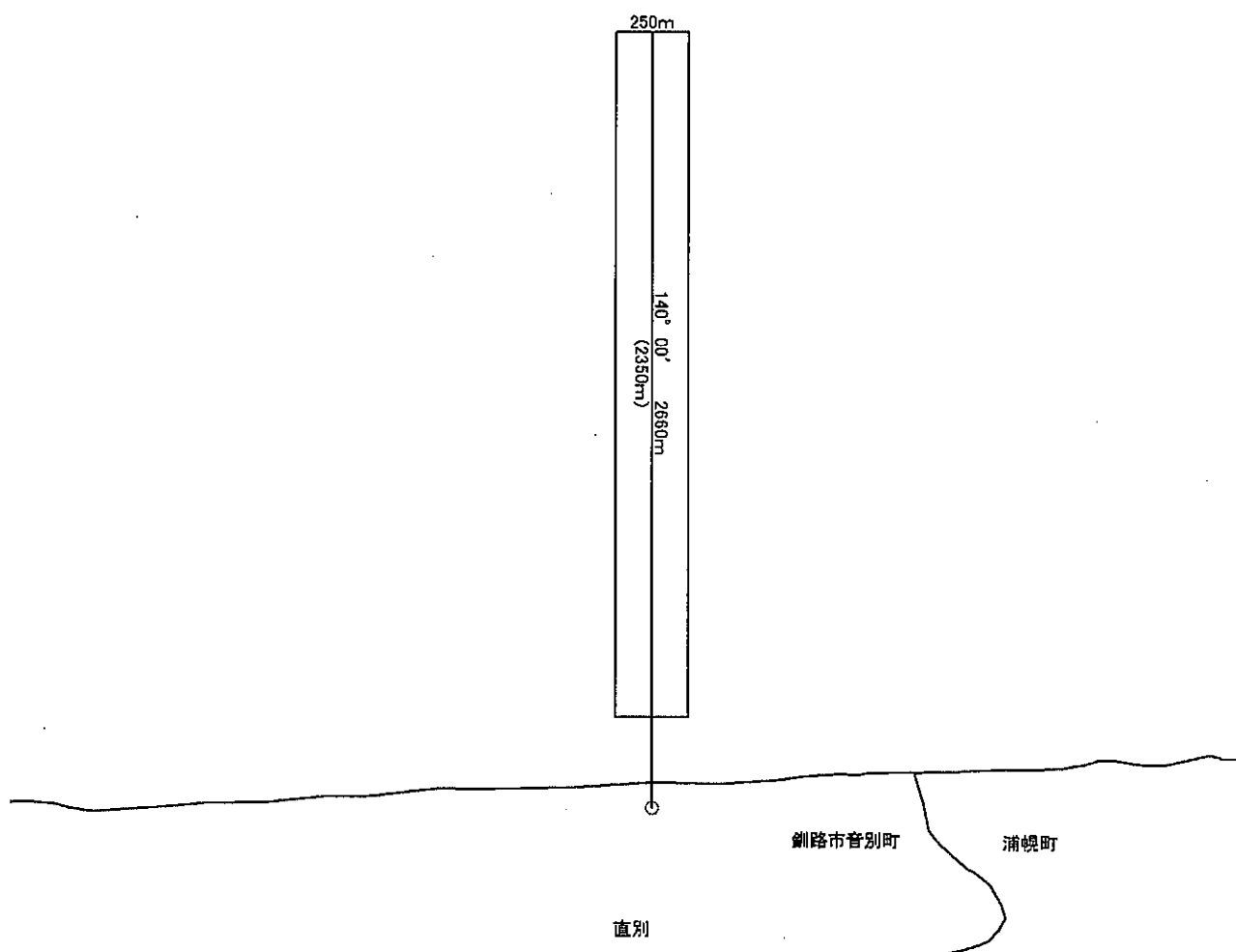
釧路市音別町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -127852.8484

Y = -30492.1334



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

浦幌さけ定第1号

漁場の位置

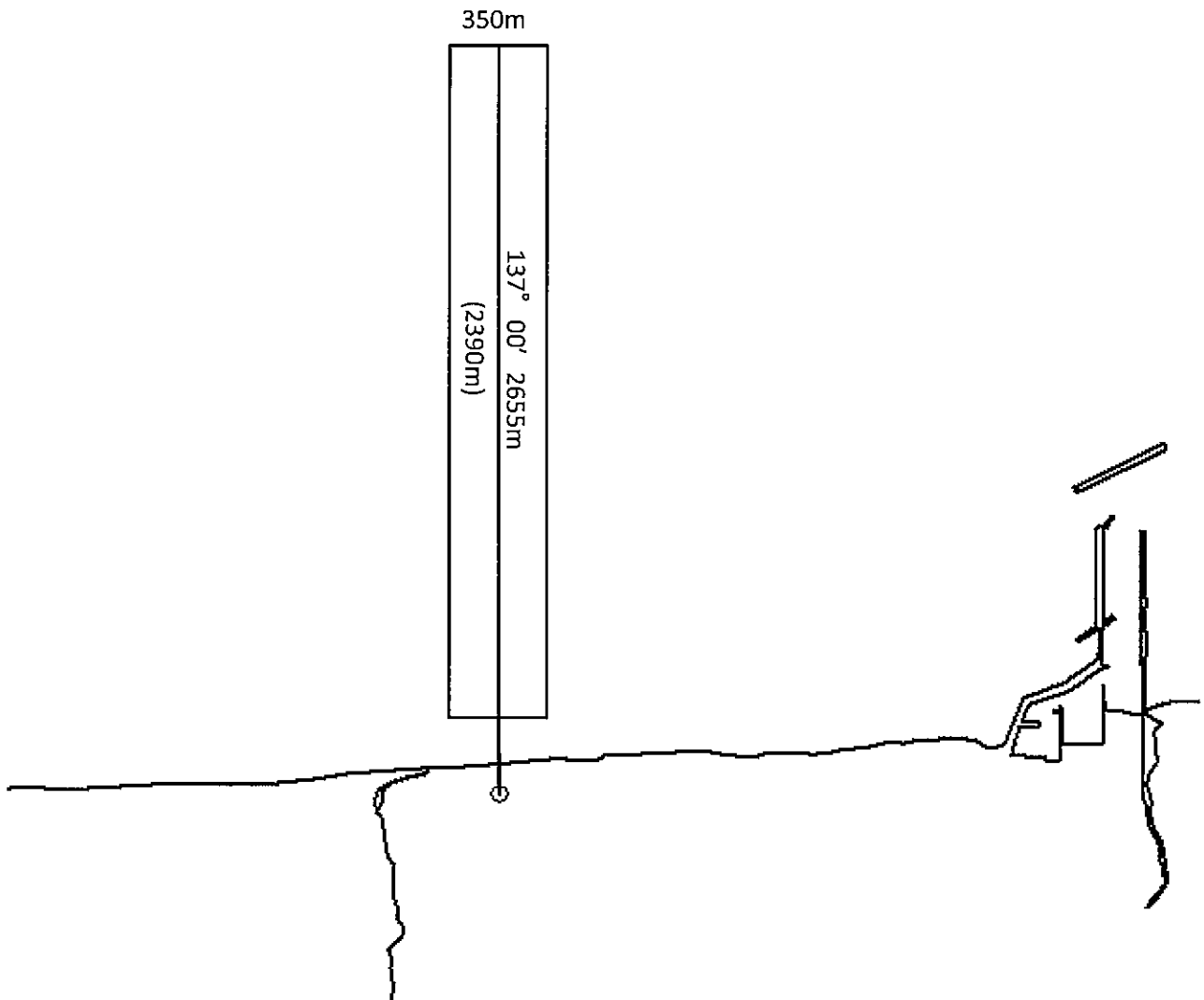
十勝郡浦幌町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -131059.6200

Y = -33873.8281



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

浦幌さけ定第2号

漁場の位置

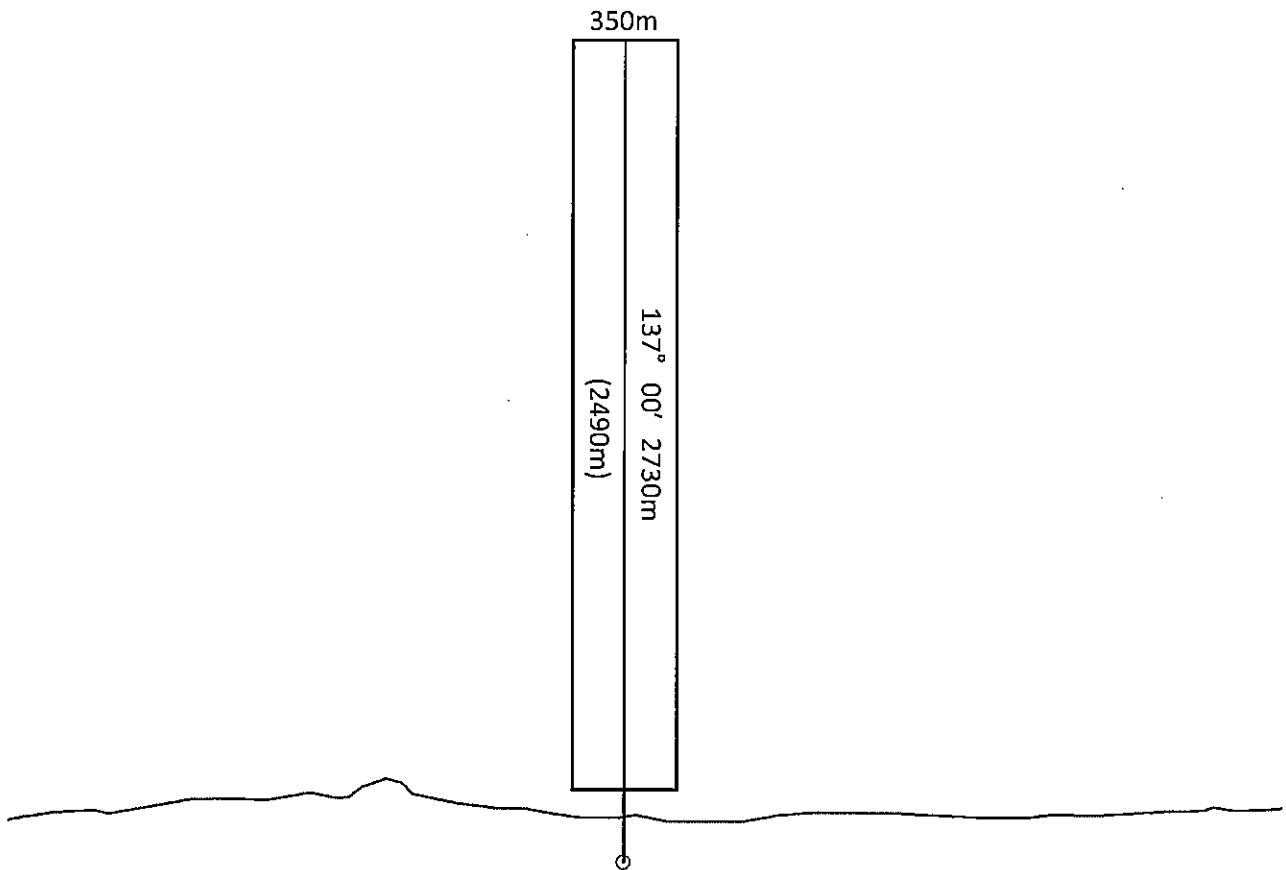
十勝郡浦幌町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -134433.2991

Y = -37319.4146



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

浦幌さけ定第3号

漁場の位置

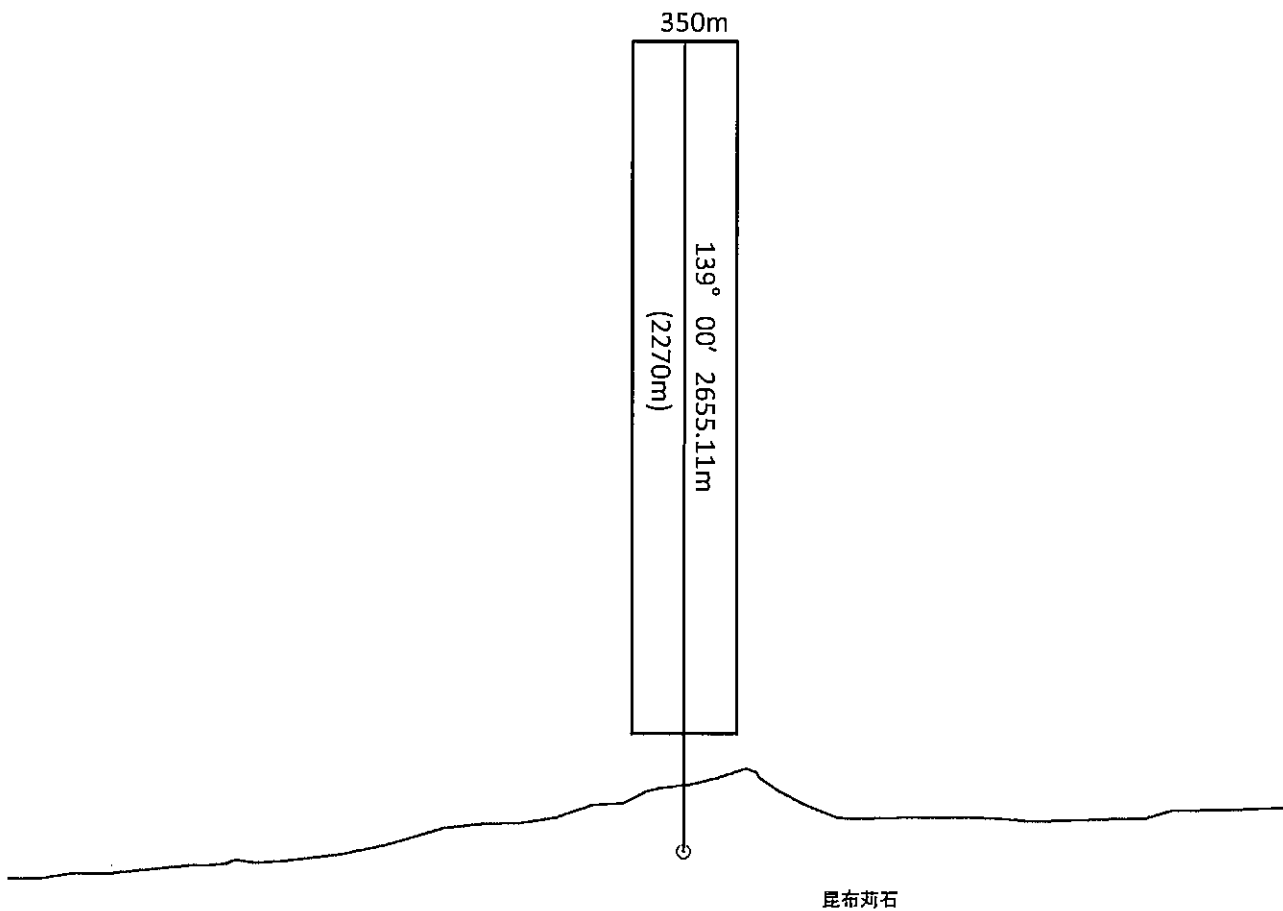
十勝郡浦幌町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -136921.0384

Y = -39745.7151



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

浦幌さけ定第4号

漁場の位置

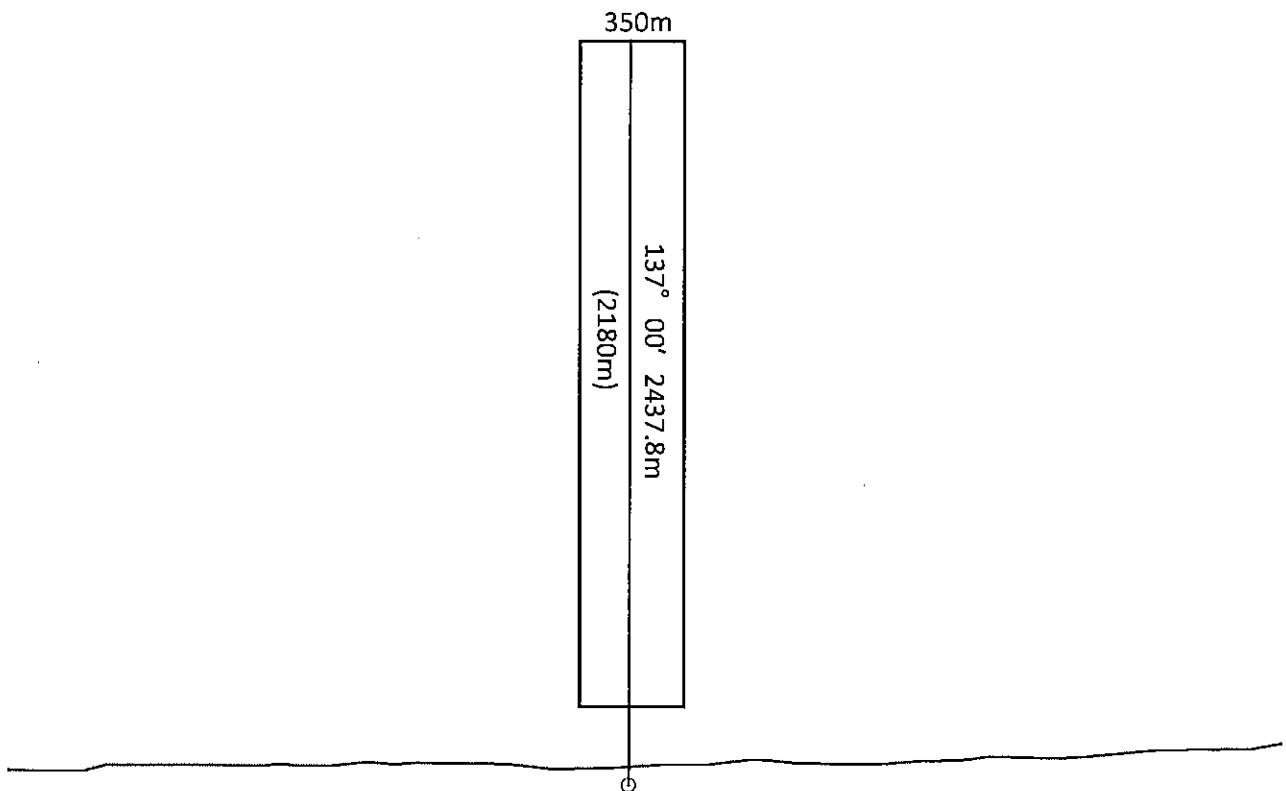
十勝郡浦幌町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -139208.0352

Y = -42179.9146



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

浦幌さけ定第5号

漁場の位置

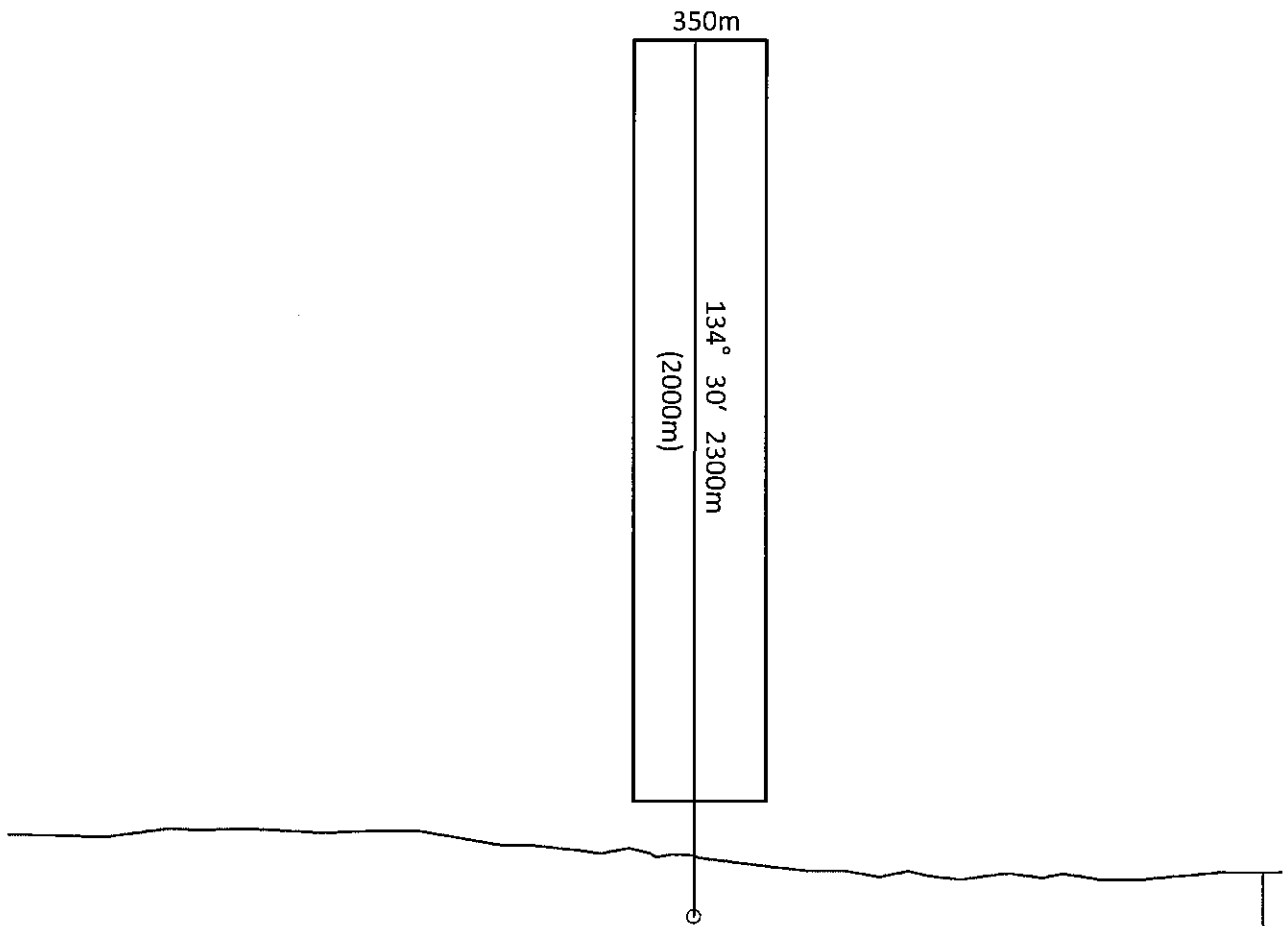
十勝郡浦幌町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -141670.3077

Y = -44840.3173



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

豊頃さけ定第1号

漁場の位置

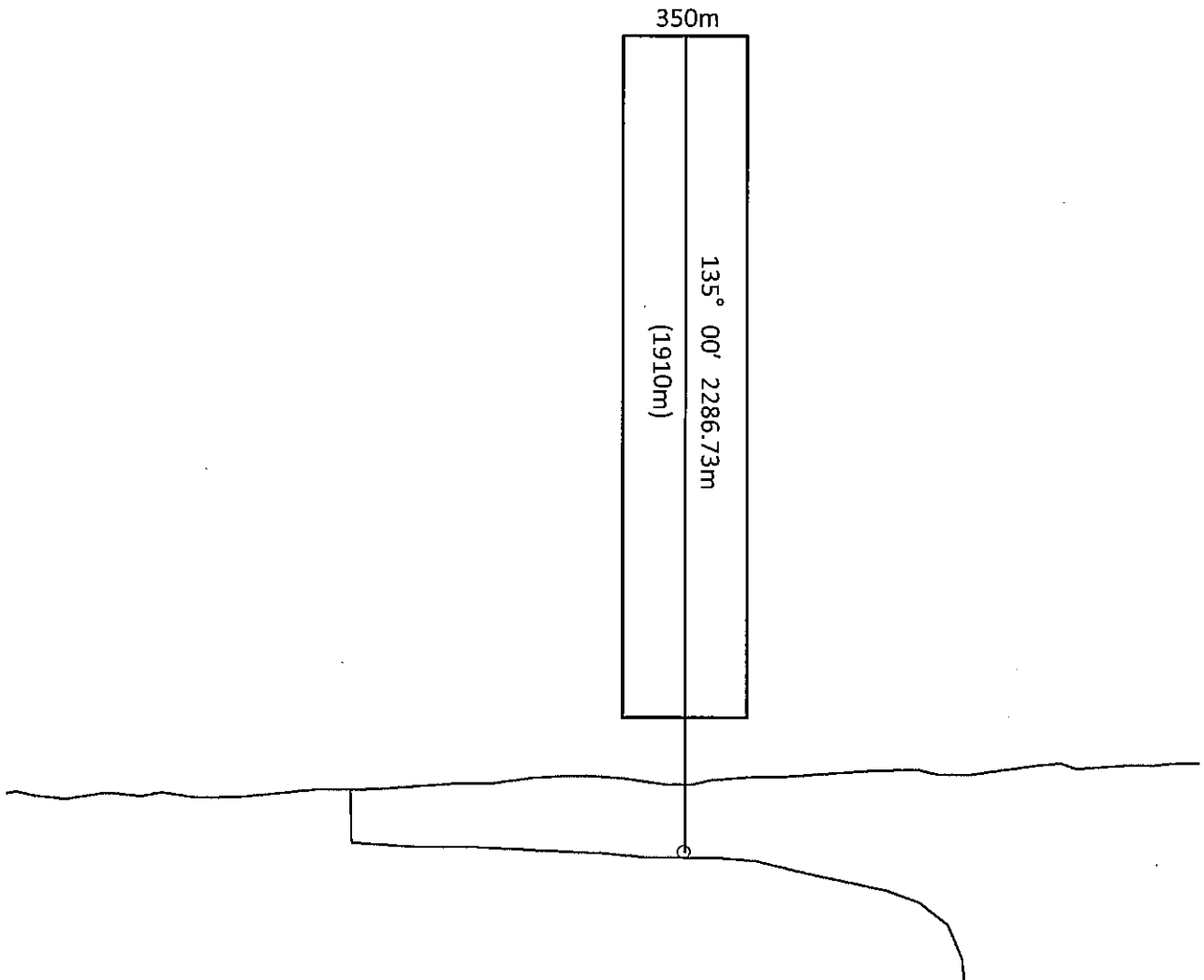
中川郡豊頃町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -143373.3117

Y = -46603.7936



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

豊頃さけ定第2号

漁場の位置

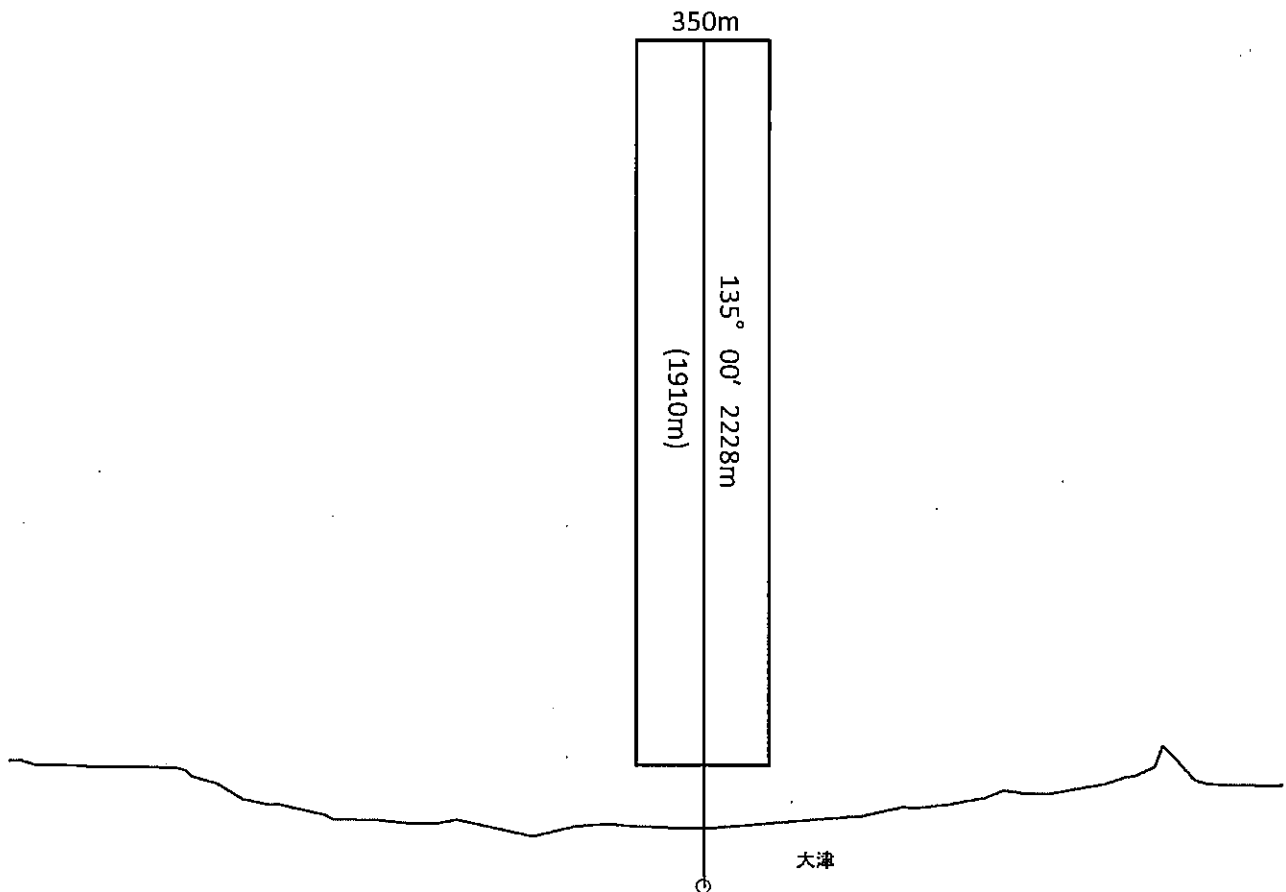
中川郡豊頃町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -145961.6753

Y = -49307.0481



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

豊頃さけ定第3号

漁場の位置

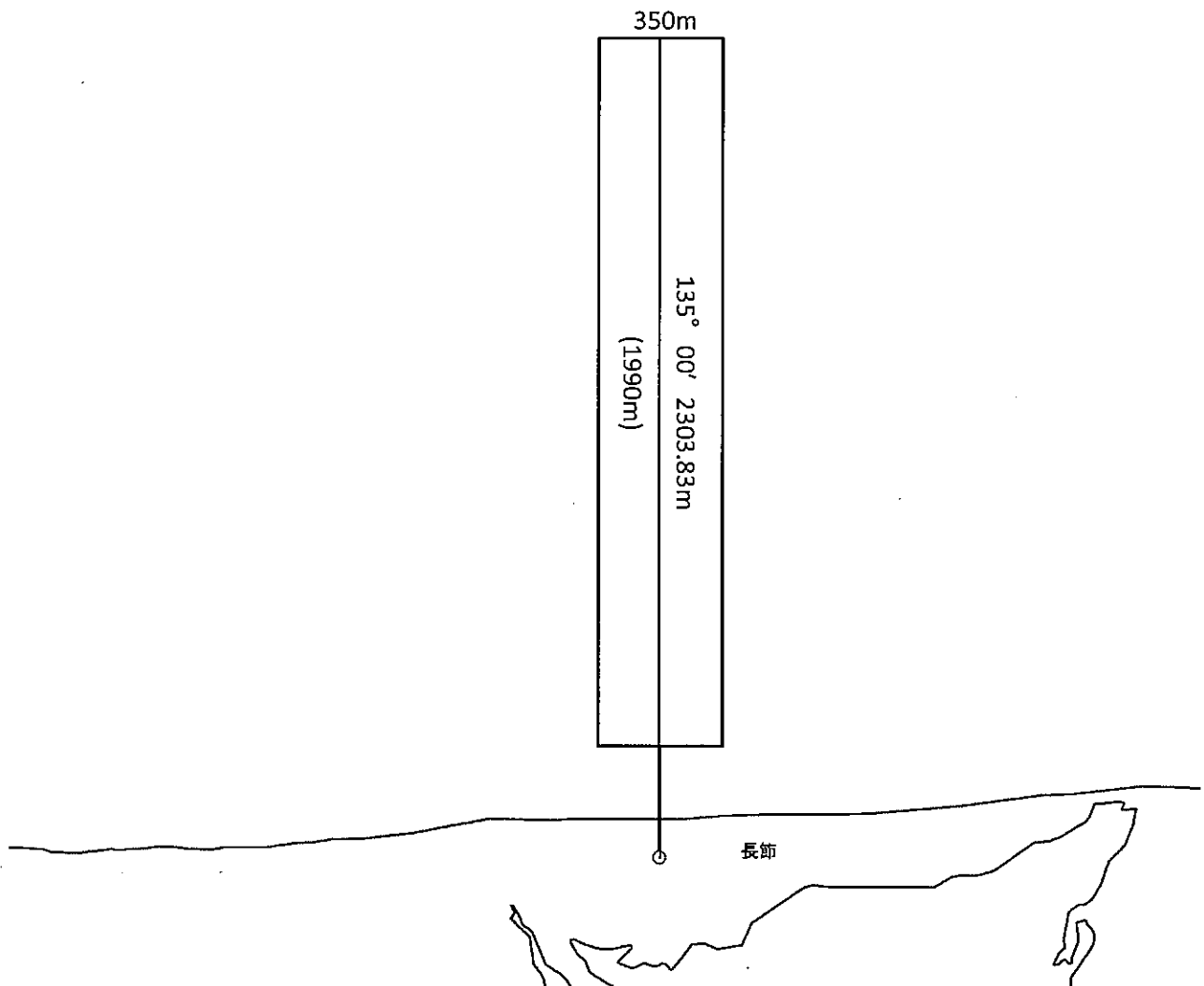
中川郡豊頃町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -148730.7263

Y = -51846.8456



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

豊頃さけ定第4号

漁場の位置

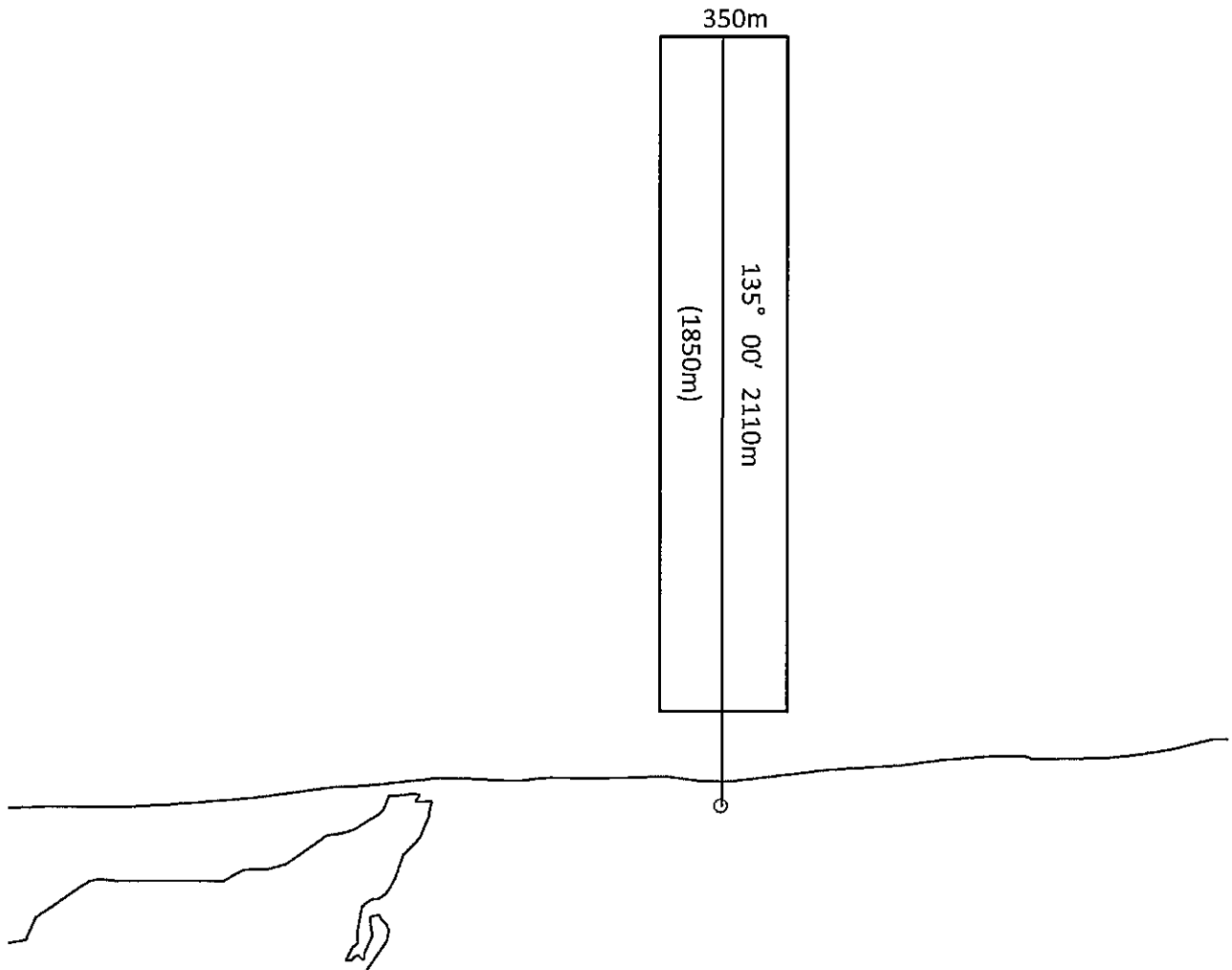
中川郡豊頃町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -150340.3969

Y = -53278.0276



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

豊頃さけ定第5号

漁場の位置

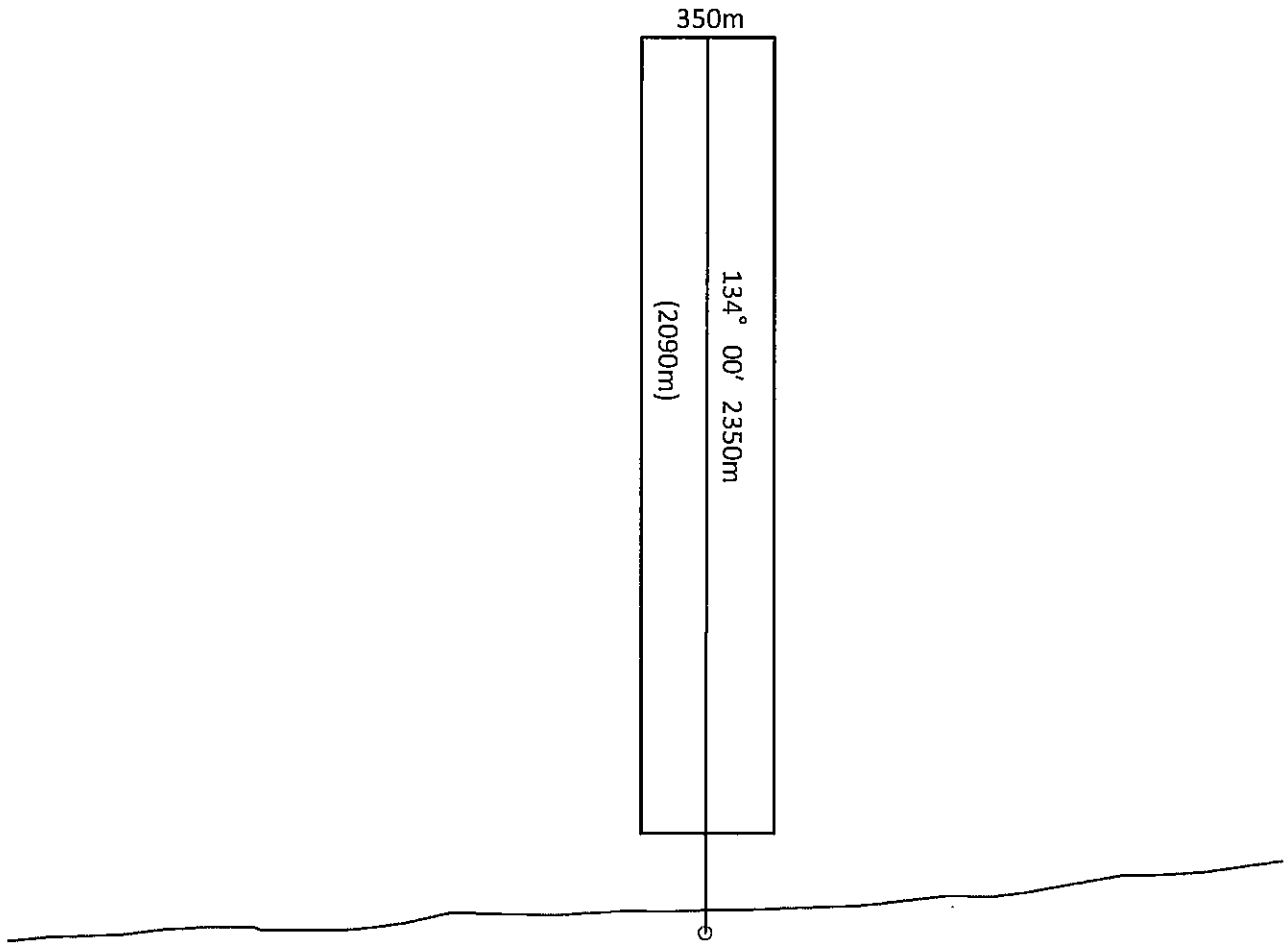
中川郡豊頃町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -151882.5956

Y = -54612.9904



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

豊頃さけ定第6号

漁場の位置

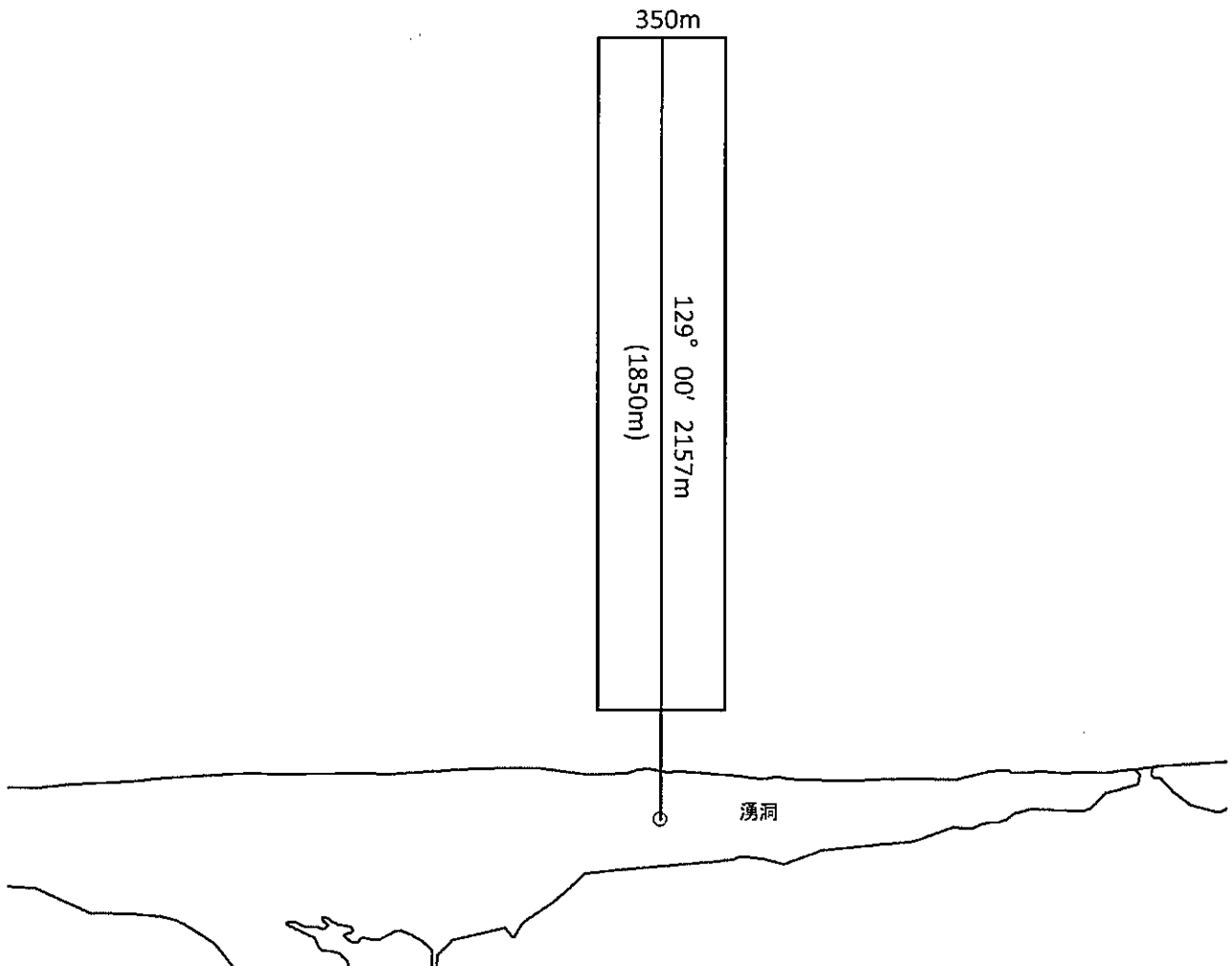
中川郡豊頃町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -156743.993

Y = -58565.6322



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

大樹さけ定第1号

漁場の位置

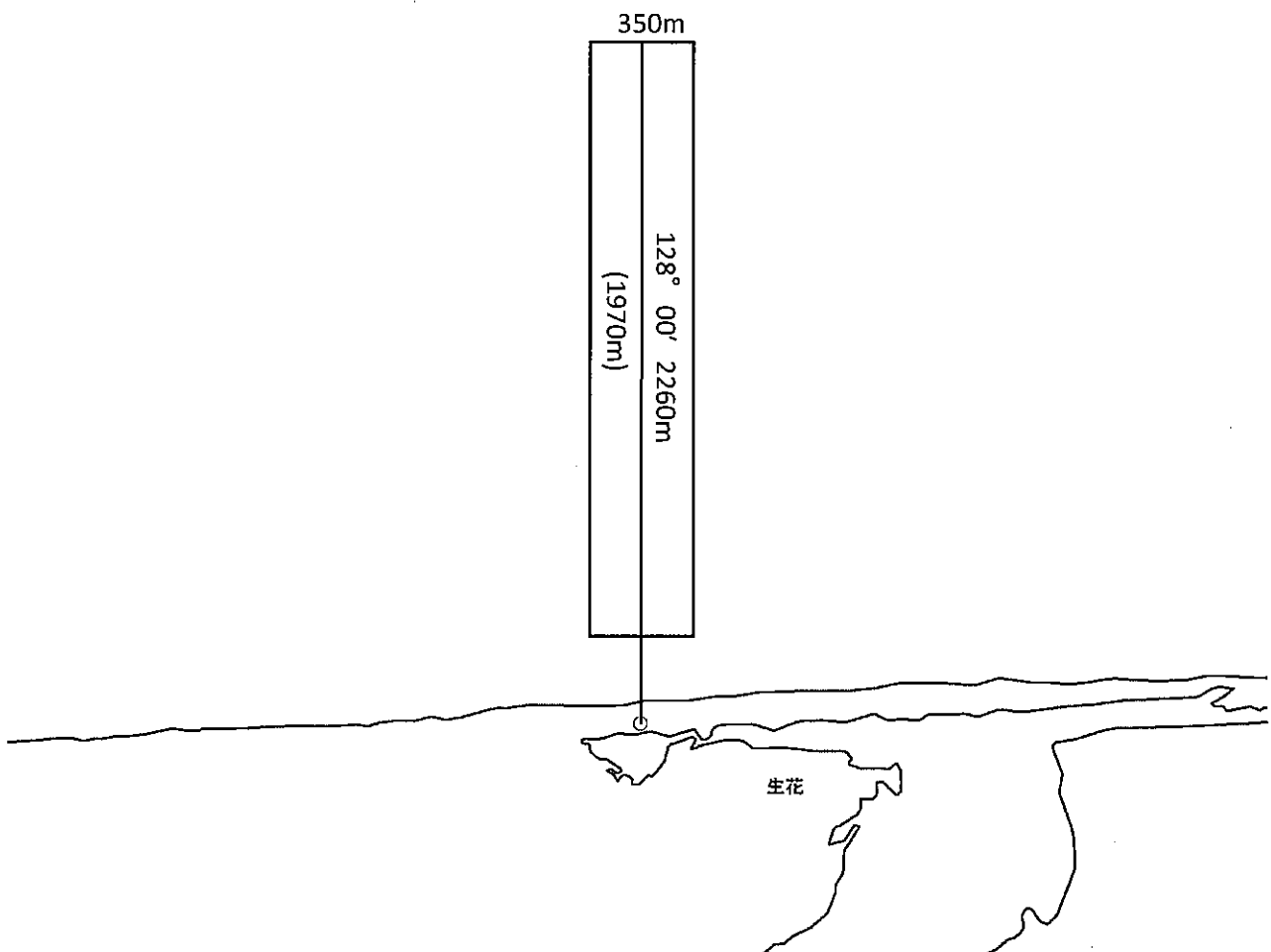
広尾郡大樹町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -160238.4297

Y = -61055.5551



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

大樹さけ定第2号

漁場の位置

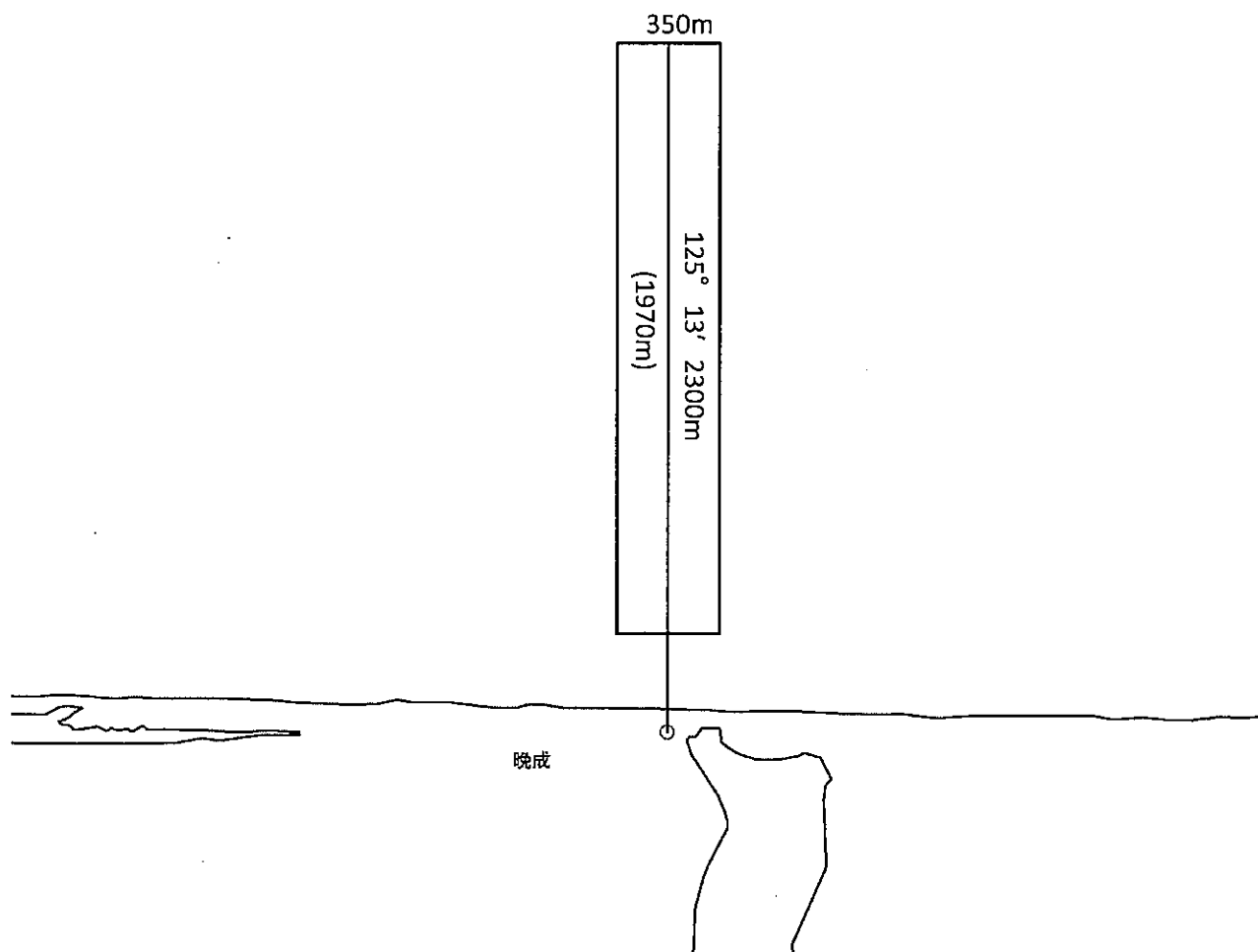
広尾郡大樹町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -163440.4091

Y = -63381.1729



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

大樹さけ定第3号

漁場の位置

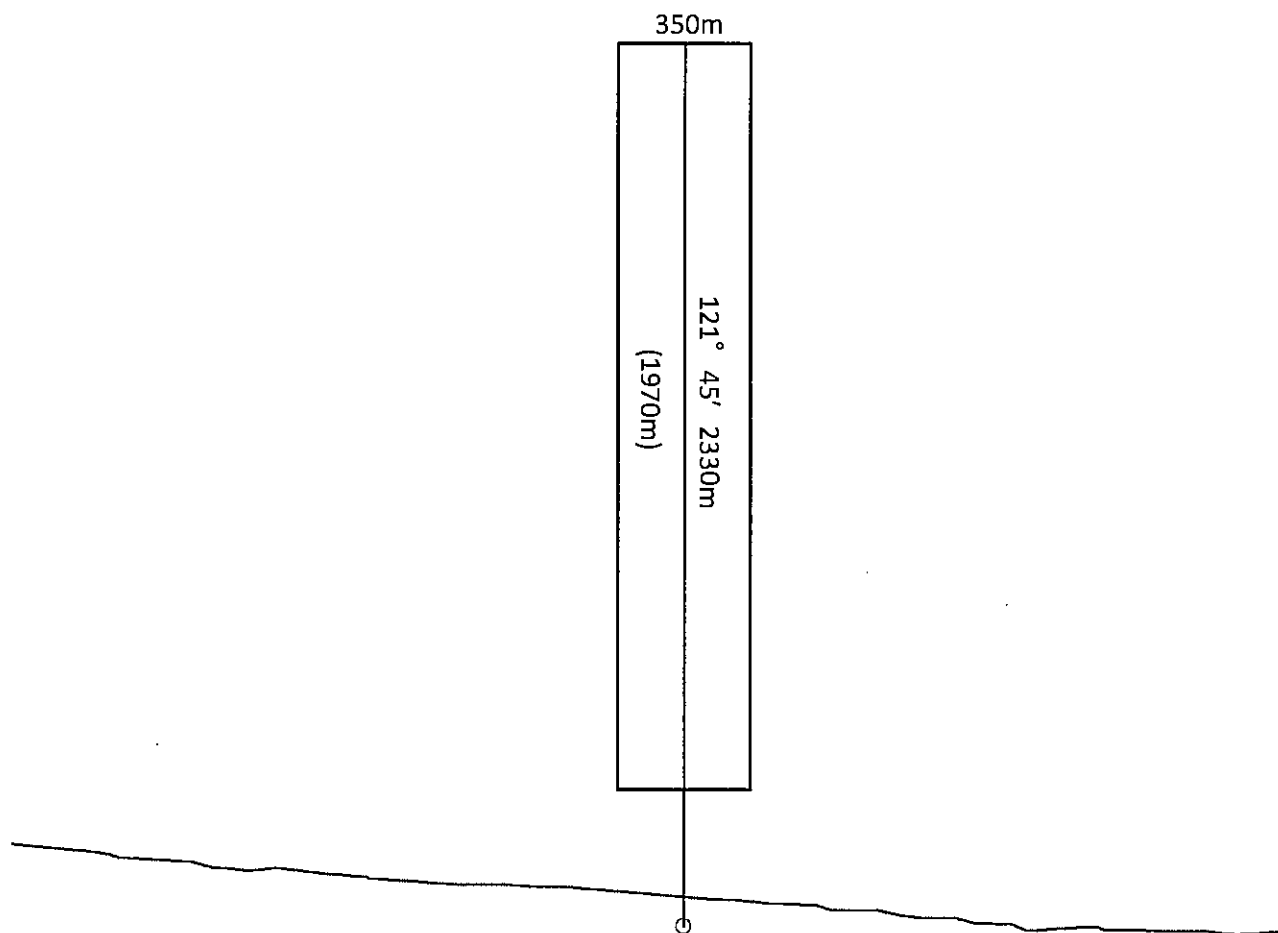
広尾郡大樹町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -166715.917

Y = -65749.5143



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

大樹さけ定第4号

漁場の位置

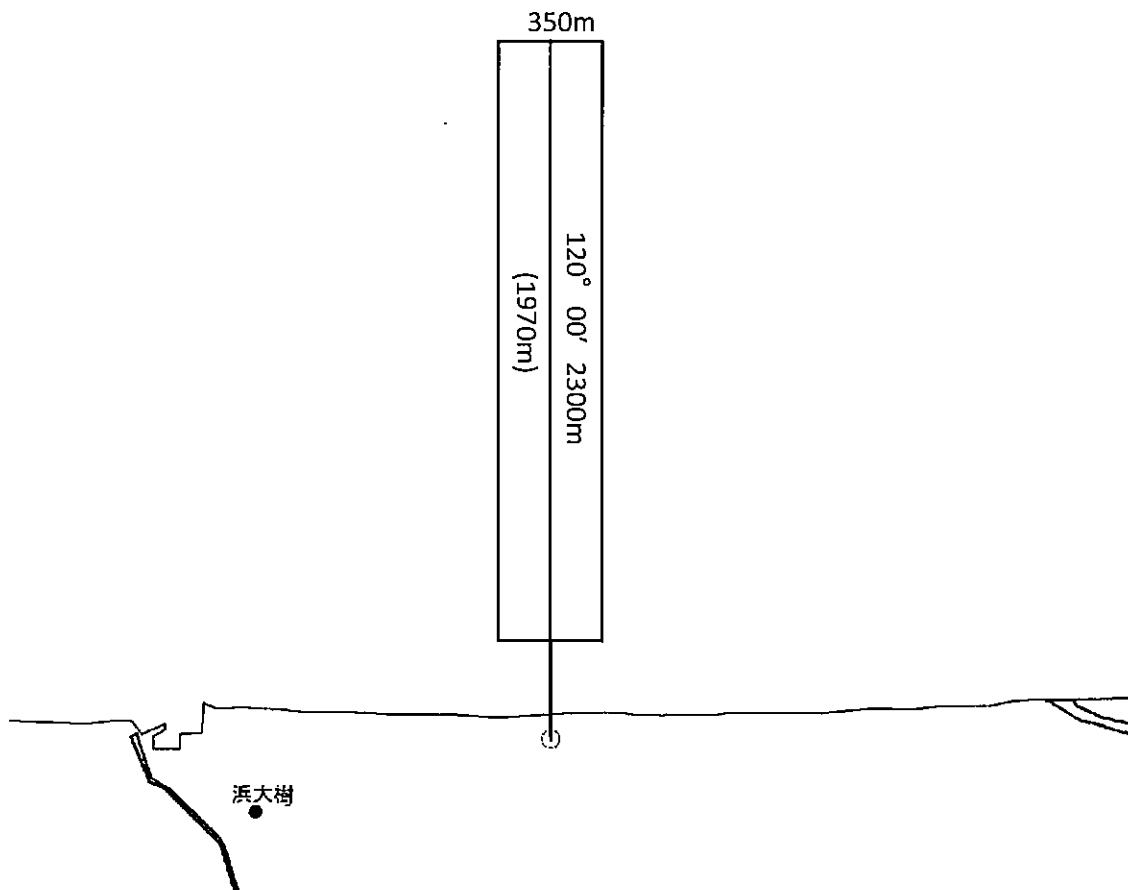
広尾郡大樹町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -170054.674

Y = -67842.241



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

大樹さけ定第5号

漁場の位置

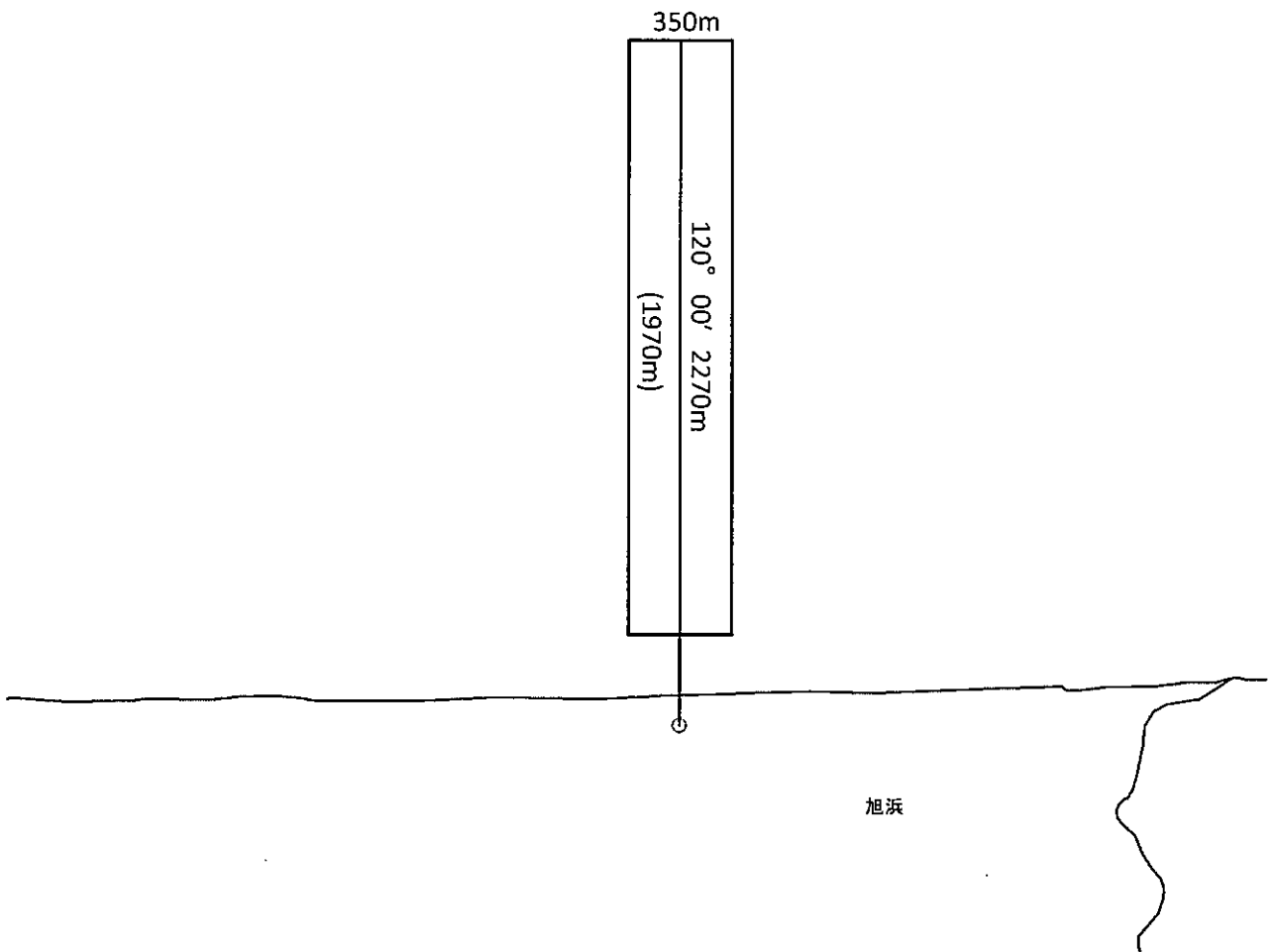
広尾郡大樹町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -174067.116

Y = -70134.0548



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

大樹さけ定第6号

漁場の位置

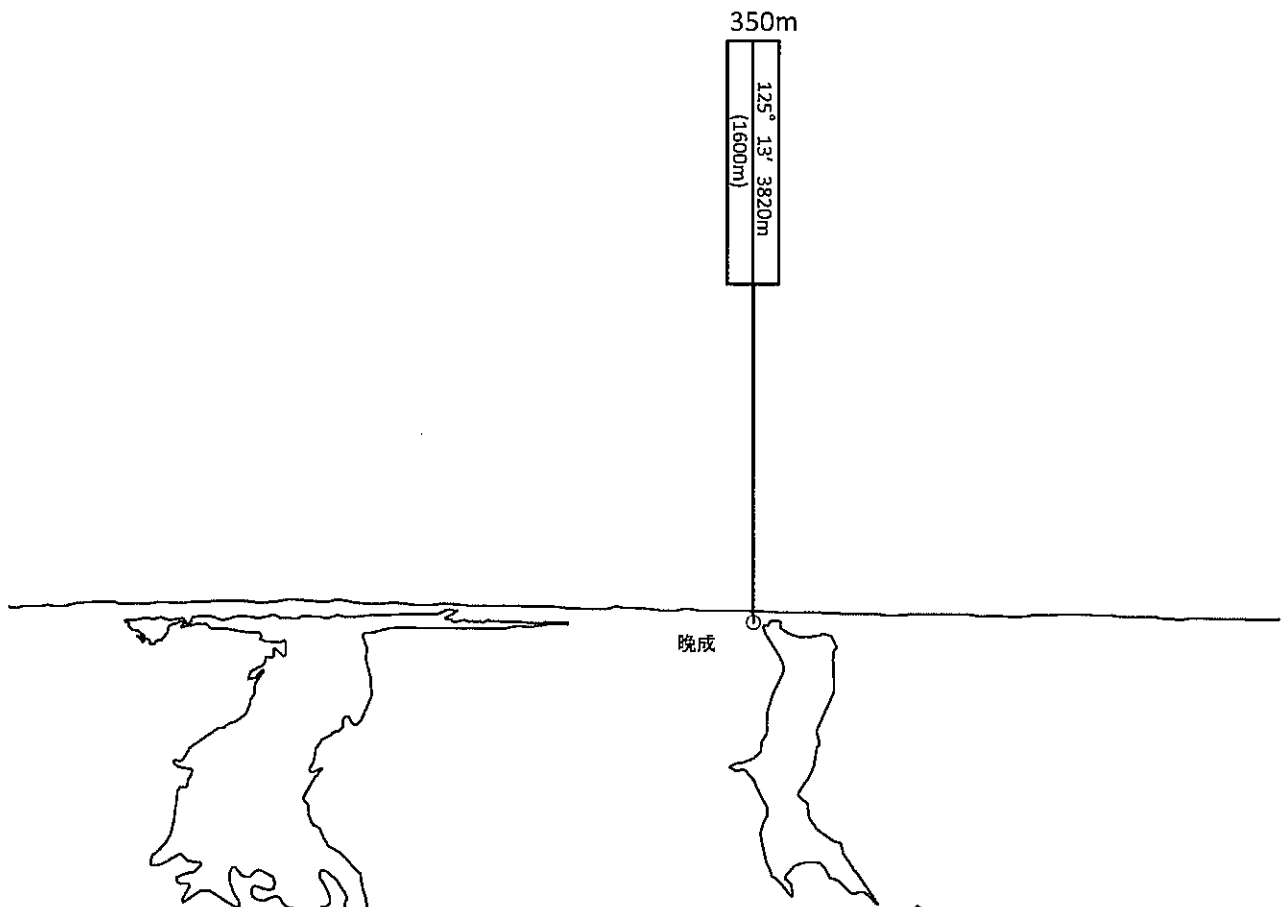
広尾郡大樹町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -163440.4091

Y = -63381.1729



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

広尾さけ定第1号

漁場の位置

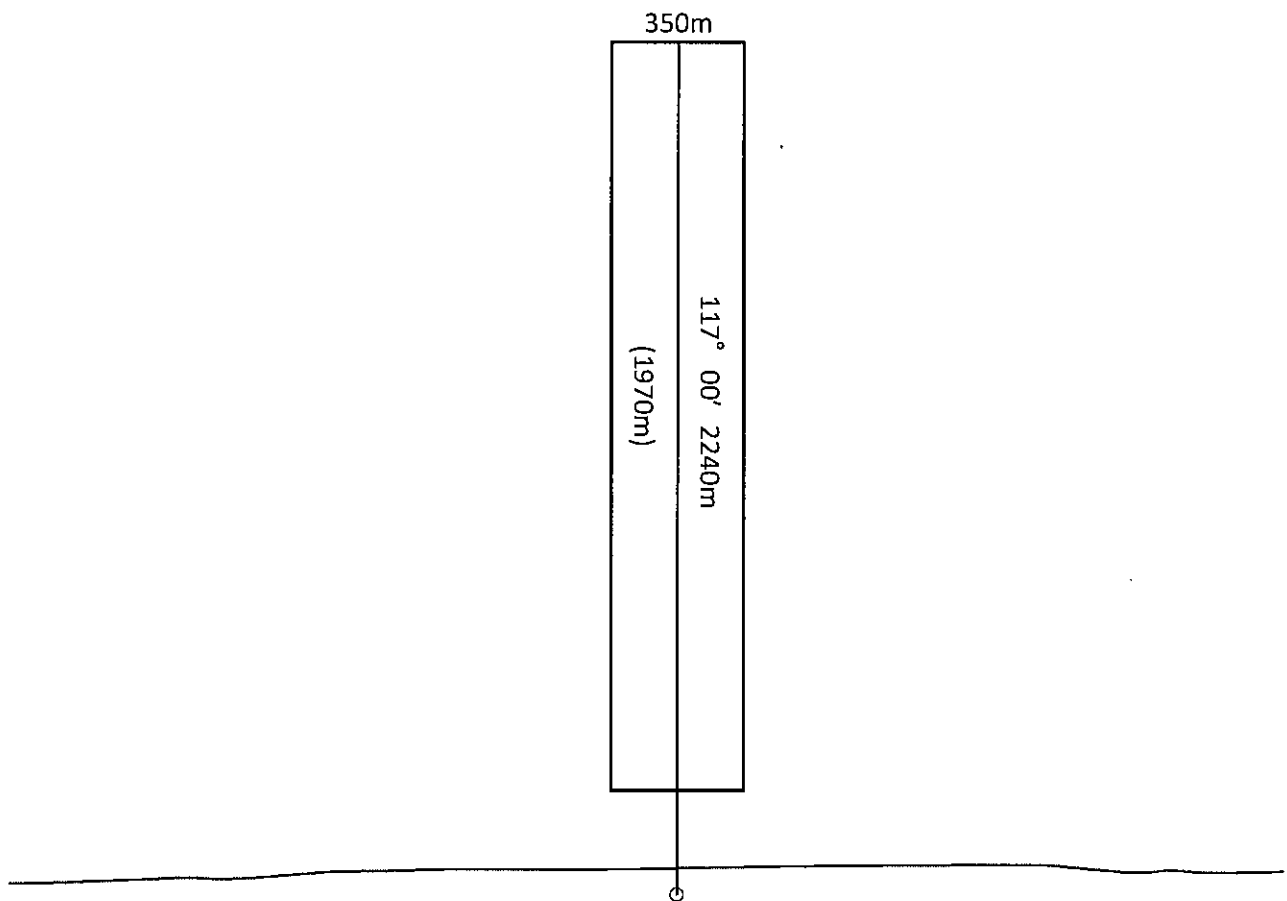
広尾郡広尾町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -177937.3803

Y = -72099.8265



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

広尾さけ定第2号

漁場の位置

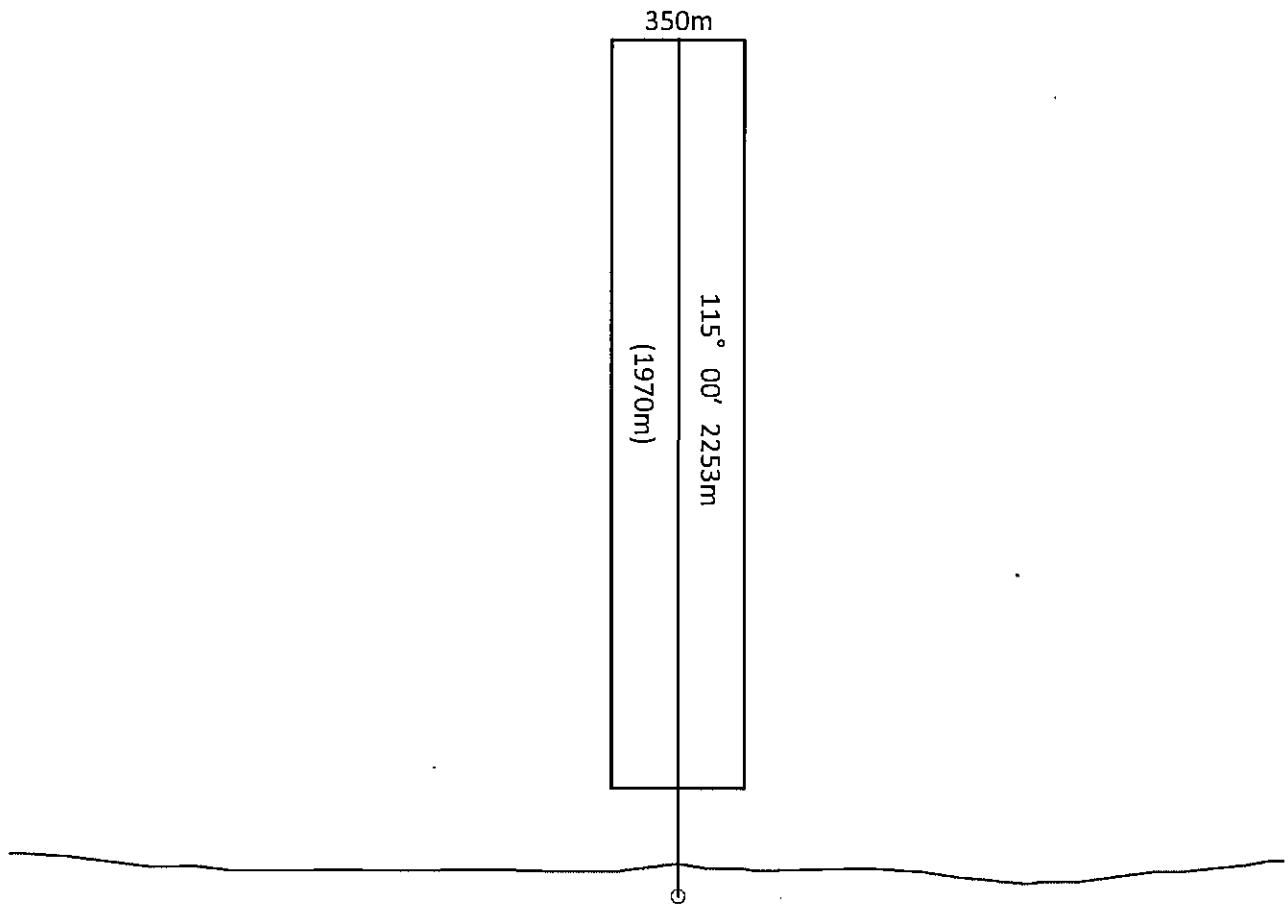
広尾郡広尾町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -180260.8272

Y = -73250.2013



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

広尾さけ定第3号

漁場の位置

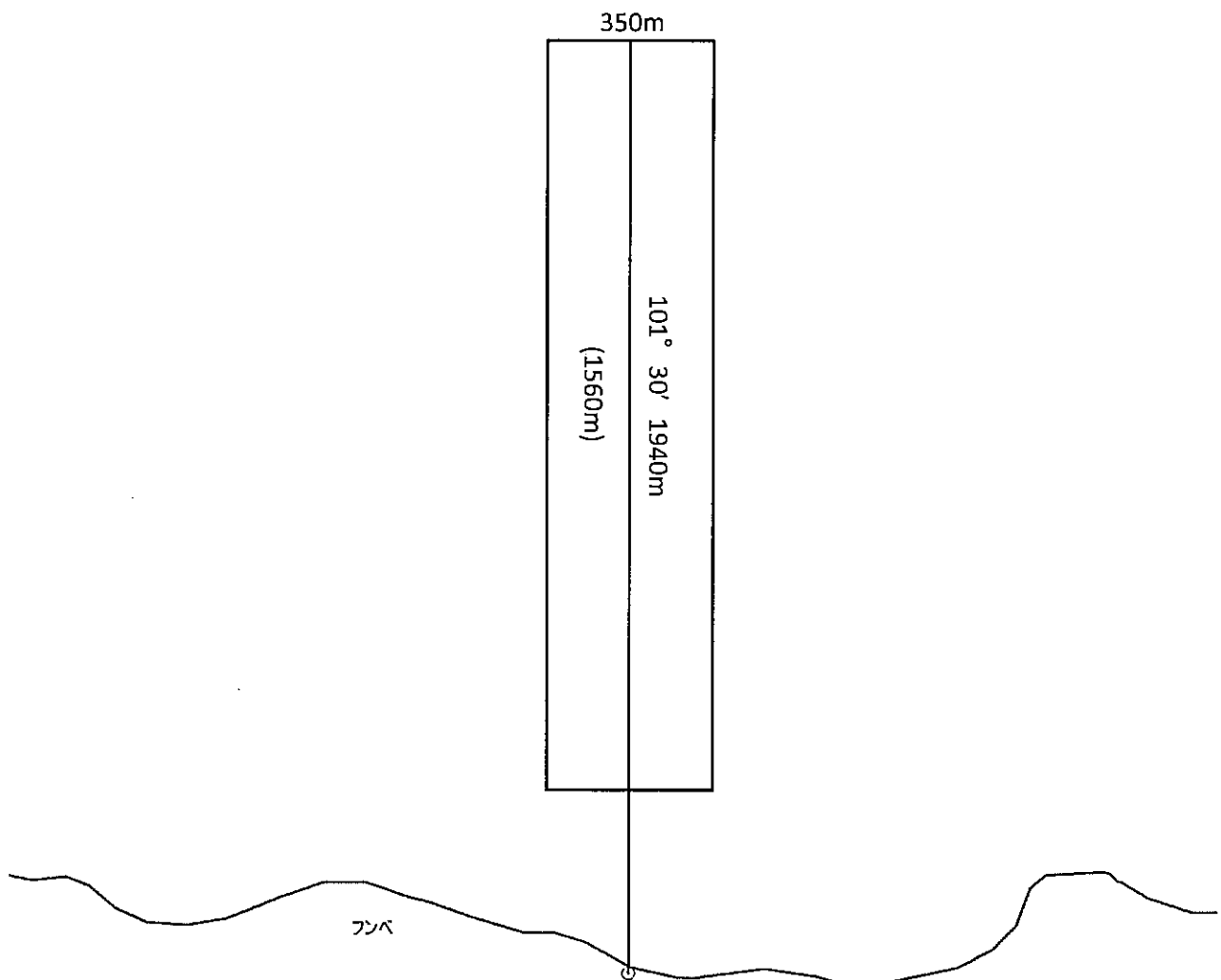
広尾郡広尾町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -192635.285

Y = -77539.1704



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

広尾さけ定第4号

漁場の位置

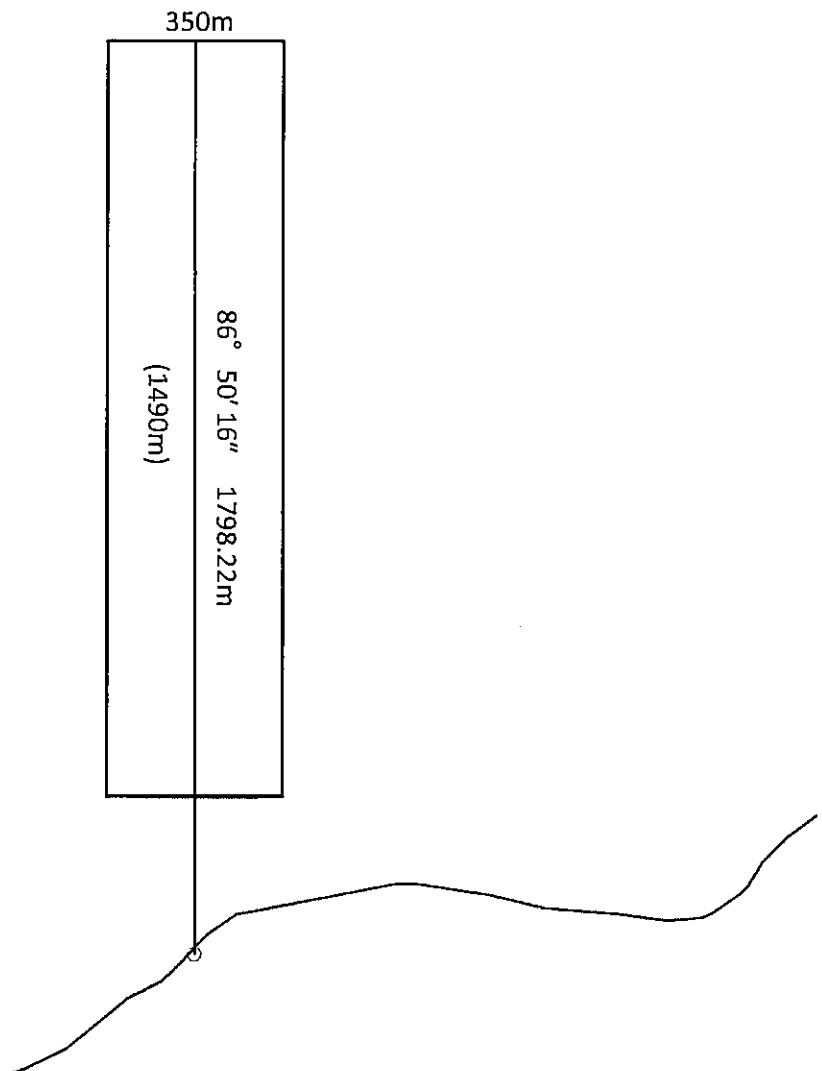
広尾郡広尾町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -195472.4324

Y = -77279.3187



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

広尾さけ定第5号

漁場の位置

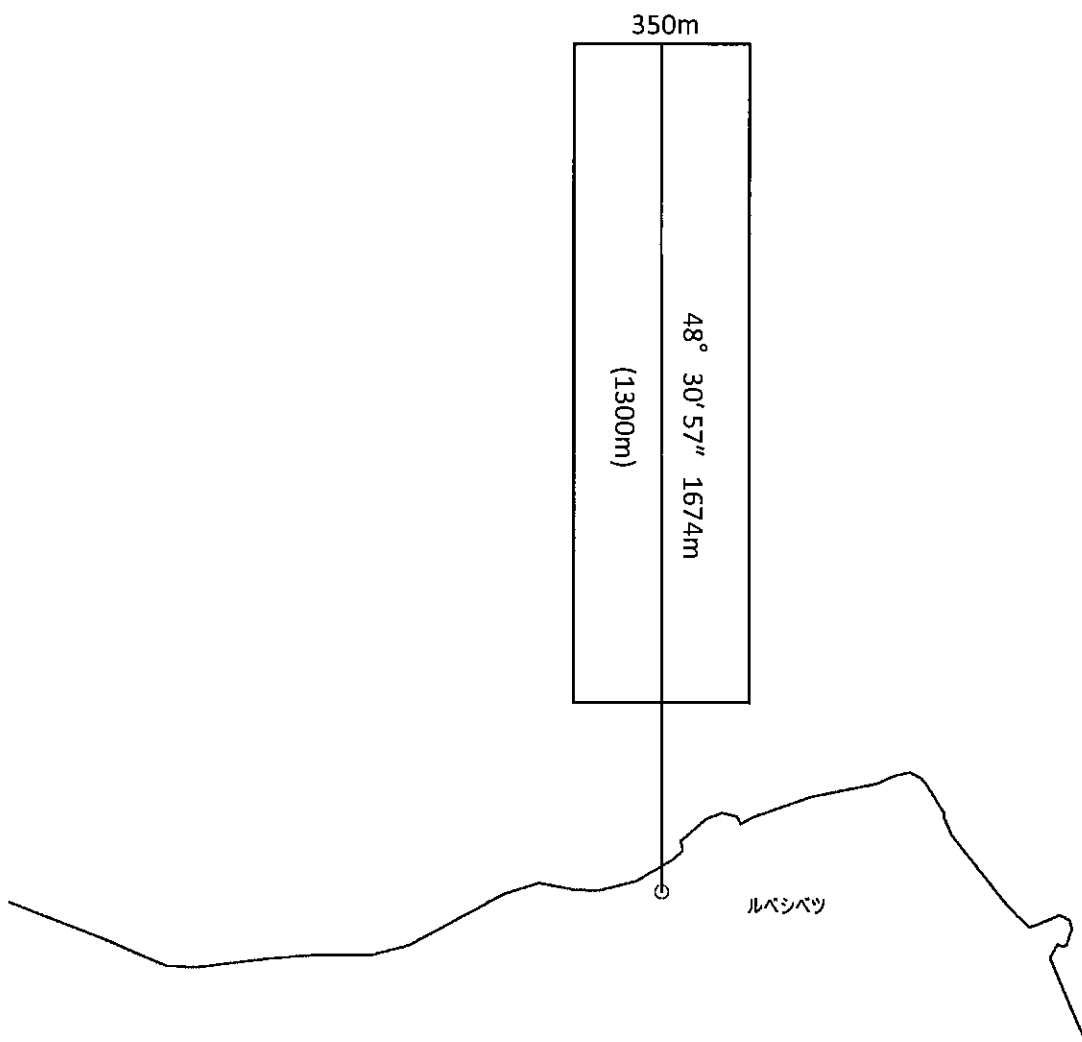
広尾郡広尾町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -199136.0337

Y = -75994.6616



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

広尾さけ定第6号

漁場の位置

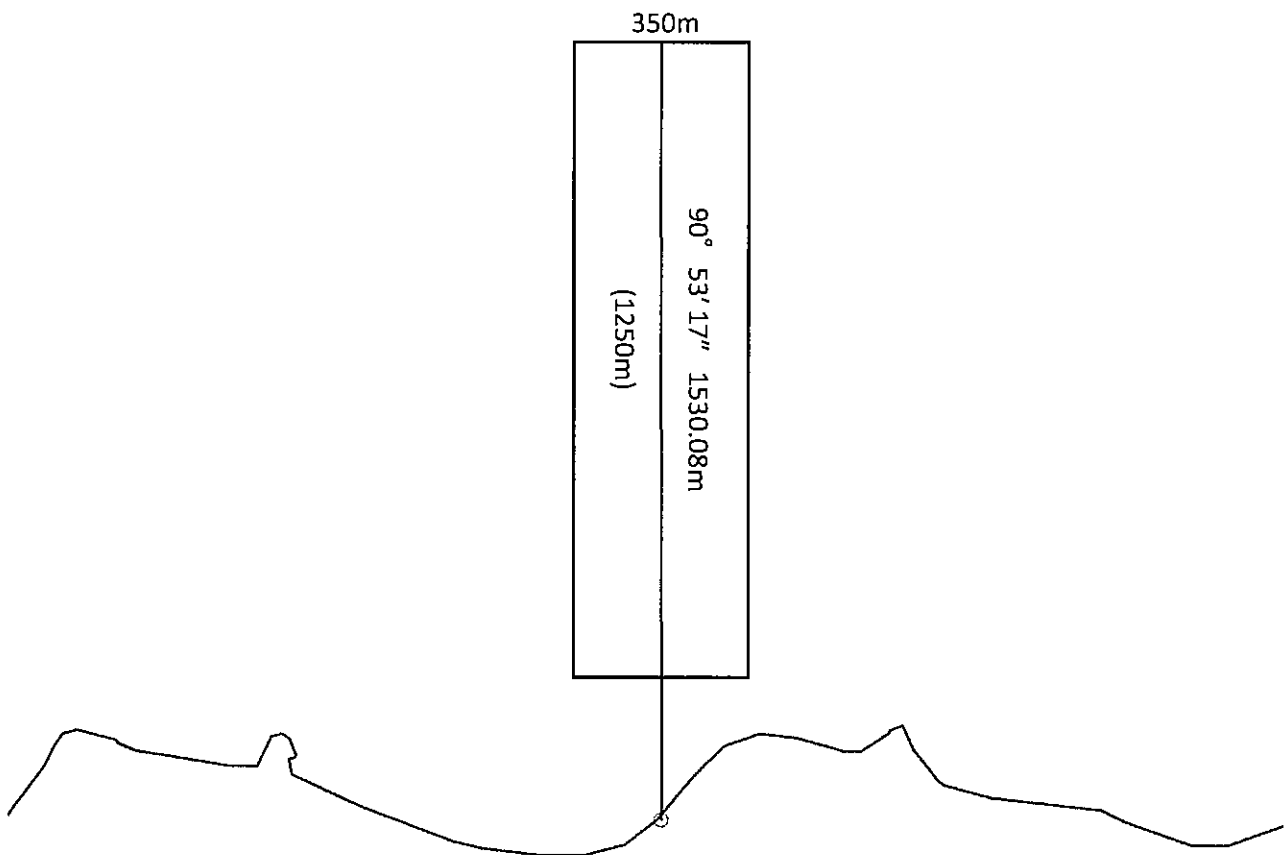
広尾郡広尾町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -200529.7934

Y = -75681.3657



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

広尾さけ定第7号

漁場の位置

広尾郡広尾町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -202956.524

Y = -76038.5642

